

れば、チェック後の紙を証拠資料として残し、担当部署管理者が押印するといった方法が考えられる。

なお、現物確認の方法は、用度管理課と各試験研究機関とが連携して効果的に実施することが望まれる。また、人的な制約もあるため効果的な方法を確立することが望まれる。

3.6 毒劇物等の管理事務

(1) 毒劇物保管場所の鍵の管理

鍵の保管は使用者以外の責任者を置き、使用の都度、責任者立会のもと毒劇物を持ち出すような仕組みを作ることが望ましい。【意見1-20】

現在、水質担当では、保管庫から出庫した毒劇物を別の部屋で保管している。当該毒劇物の保管場所は南京錠にて施錠し管理されていた。

しかし、当該南京錠の鍵は、研究員によって保管されており、研究員が自由に開錠できる状況にあった。

施錠することの趣旨は、部外者等が毒劇物を持ち出すことによる紛失リスクを低減することである。このため、当該趣旨に則り、鍵の保管は使用者以外の責任者を置き、使用の都度、責任者立会のもと毒劇物を持ち出すような仕組みを作ることが望まれる。

(2) 毒劇物の棚卸

使用簿に記載の残量について定期的な現物確認がなされていない状況にあるため、月次等の一定時期に保管責任者による毒劇物の実地棚卸を実施することが望ましい。【意見1-21】

現在、使用簿にて毒劇物の管理がなされているが、使用簿に記載の残量について定期的な現物確認がなされていない状況にある。このため、使用簿外での利用がないことを担保するためにも、月次等で保管責任者による毒劇物の棚卸を実施することが望まれる。

また、化学担当に対して、サンプルで毒劇物の残量の現物確認を行ったところ、毒劇物使用簿に記載の数量と誤差の発生しているのが見受けられた。これは、化学担当が毒劇物を使用後に毒劇物使用簿への記載を失念したことで誤差が発生していた。毒劇物の管理を適切に行っていることを、対外的に説明するために、定期的に棚卸を実施し、その実施結果を文書化し残しておく必要がある。

(3) 試薬・毒劇物の担当ごとの管理の見直しについて

未開封の薬品等をセンサーで一括集中管理することを検討されたい。【意見1-22】

55

現在、当センサーでは、担当ごとにそれぞれ試薬・毒劇物の保管庫等での管理がなされており、お互いにどのような試薬・毒劇物を管理保存しているかを把握できていない状況である。

このため、ある担当では不要であるため廃棄された毒劇物が、別の担当では、廃棄に購入・利用がなされている状況が見受けられた。

担当ごとに試薬・毒劇物を保管するのではなく、当センサーで一括して保管を行うことで、毒劇物等の分散による紛失リスクや、廃棄ロスを防ぐことができる。このため、未開封の薬品等をセンサーで一括集中管理することを検討することが望まれる。

(4) 毒劇物の取扱に関する管理規程の策定

センサー全体で毒劇物の管理にバラつきが生じないよう取扱通知による管理を徹底するとともに、現状に即したセンサー内の統一的な毒劇物の保管に関する規程を新たに明文化することも一案である。【意見1-23】

現在、毒劇物については、県ではより厳格な管理を行うためのマニュアルとして「毒物、劇物等危険物の取り扱いについて（通知）」（昭和58年8月1日）があるが、当センサーでは毒劇物の取扱に関して担当ごとで管理方法が異なっていた。

このため、各担当者によることとなり、センサーとして統一的に毒劇物の管理・把握ができていない状況であった。

まずはセンサー全体で毒劇物の管理にバラつきが生じないよう県の上記取扱通知に基づく管理を徹底するとともに、現状に即したセンサー内の統一的な毒劇物の保管に関する規程を新たに明文化することも一案である。

(5) 法改正により新しく指定された毒劇物の該当確認

毒劇物法が改正された場合、新たに指定された毒劇物が既に存在するかどうかを確認する必要があるが、口頭による確認にとどまっているため、当該毒劇物の該当の有無を確認したうえで文書としてその確認記録を残す必要がある。【意見1-24】

3.7 情報セキュリティ

(1) 衛生環境研究センター固有の情報セキュリティポリシーの設定

衛生環境研究センターでは、様々な衛生環境に関する調査研究の実施、また、食品衛生試験、病原微生物試験、環境放射能測定、水質に係る有害物質分析等の重要な情報（個人情報を含む）を取り扱うことから、過去の調査データの保存や調査研究チームに関する情報管理が重要となる。

このため、衛生環境研究センターの業務内容・特性を踏まえた情報資産の取扱いに関するセキュリティポリシーを設定することが望ましい。【意見1-25】

56

上記のほか、3センター共通の情報セキュリティに関する事項については、「第3部 大分県の試験研究機関全体に共通する監査結果及び意見 第8. 情報セキュリティマネジメント」を参照されたい。

3.8 その他
(1) 人材育成プランの策定

人材育成のための様々な施策が講じられているが、当センター独自の人材育成方針が明確にされておらず、中長期(5年～10年単位)や毎期(1年単位)の人材育成計画も策定されていない。当センターにおいては、必要に応じて生活環境部等と協議のうえ人材育成の個別方針を定めるとともに、中長期的な視点での人材育成計画を策定することが望まれる。【意見1-26】

「大分県衛生環境研究センター年報(平成25年度)」では、「当センターとしては、日頃からの技術の研鑽に力を注いでいますが、ここ数年にわたる困世世代の連職により研究員の年齢構成の偏りが顕著になってきたことから、特に若手職員の人材育成を目的とした研修をより充実させたいところでは」と記載されており、当センターの期待役割である迅速かつ信頼性のある試験検査結果の提供及び県民の安全と安心につながる調査研究等の実施という目的を果たすために取り組んでいるところである。

当センターでは、管轄部署である生活環境部が策定した「生活環境部人材育成計画」に従い人材育成を行っている。

「生活環境部人材育成計画」は、具体的には以下のような人材育成方針及び人材育成策を掲げている。

① 人材育成方針：
各部署の個別方針・目標として、各部署はそれぞれの実情に即した個別方針を定め、人材育成に取り組む。

② 専門職種の人員配置：
薬剤師の分野では、調剤業務(病院局)を早期に経験するとともに、食品・環境・監視(保健所)、本庁(業務・食品・環境)、衛生環境研究センターを2年～4年スパンで異動し、求められる能力・専門性を高める。

化学分野では、本庁等複数配置部署に配属し、本庁・保健所・衛生環境研究センターをひととおり経験するよう努め、能力や専門性を高める。衛生環境研究センターでは高い分析精度の維持に必要な技術の習得に重点を置く。

③ 研修等：
専門的な知識・技術の向上を図るため、職場研修、派遣研修を通じて人材育成を図る。厚生労働省及び環境省等、国や関係機関が主催する専門研修を積極的に活用する。各職場で現場対応を円滑に行うための実務研修を推進する。

これに対して、平成26年度における衛生環境研究センターの人材育成への取組み内容等は次のとおりである。

① 人材育成方針：
当センターでの研修開催に当たって講師の引受け、外部機関等への研修生派遣、日常業務における現場OJTの実施等により、人材育成に努めているが、衛生環境研究センター独自の人材育成の個別方針として明文化されたものはない。

② 専門職種の人事配置：
概ね30代前半までには、専門職種の職務内容を幅広く経験し、職員の能力と専門性の向上が図られるように人事配置が行われている。このため、3年程度で人事異動となるケースが多く生じている。

③ 研修等：
厚生労働省や環境省等が主催する専門研修に、限られた予算内で派遣を行っている(平成26年度の研修派遣実績は60件)。また、当センターへの研修生の受入や外部研修の開催等、積極的な取組みが行われている。

上記のように、人材育成のための様々な施策が講じられているが、当センター独自の人材育成方針が明確にされておらず、中長期(5年～10年単位)や毎期(1年単位)の人材育成計画も策定されていない。

人材育成の基本的な考え方として、中長期的な視点から、組織全体の能力レベルの底上げをはかり、結果として組織全体でのパフォーマンスを高めることが重要である。特に、生活環境部の人事ローテーションの考え方は、人材育成のための有効かつ重要な手法であり、優秀で意欲の高い職員については、将来のリーダー候補者として中長期的・計画的に育成していく必要があると考える。

したがって、当センターにおいては、必要に応じて生活環境部と協議のうえ人材育成の個別方針を定めるとともに、中長期的な視点での人材育成計画を策定することが望まれる。これに従い、毎期の人材育成計画の施策を毎期の計画に落とし込み、計画的に研修派遣や研修講師の引受け、現場OJTの実践等を実施していくべきである。また、将来のリーダー候補者に対しては、キャリアパスの提示、面談等による本人の意思・意欲の確認、サテッションプランによる個別育成計画の設定等も有用である。

(2) 基本方針・中期業務計画・単年度計画の策定

「大分県衛生環境研究センター年報(平成25年度)」に記載されている当センターのメッセージを達成するため、また、当センターの将来的な真にあるべき姿(ビジョン)及びそれに向けた継続的な努力・取組みを実行していくためにも、当センター固有の基本方針・中期業務計画及び短期の行動計画策定並びに計画の実行(PDCAサイクルを回すこと)が必要と考える。【意見1-27】

大分県衛生環境研究センターでは、健康危機管理や環境問題に迅速・的確に対応できる試験検査技術の確保と、保健衛生及び環境分野における科学的、技術的拠点を提供する中核機関としての役割が期待されており、職員が一丸となって諸課題に取り組んでいくというメッセージが、「大分県衛生環境研究センター年報(平成25年度)」に示されている。

また、各年度における当センターの取組状況が、「年報」や「大分県衛生環境研究センターだより」等にまとめられ、大分県のホームページ上での公表または冊子の配布が行われている。なお、これらの資料には、沿革、組織及び分掌事務、職員や施設の状態、経理執行の状況、主要機器、業務概要が詳細に記載されている。

なお、平成17年度以降、当センターの核となる試験検査業務については、業務をより効果的かつ効率的なものに改めるとともに引き続き業務を行っていくかどうかの判断材料を提供するために、業務の進め方について評価制度（外部評価委員会を含む）を導入している。評価には、事前評価、中間評価、事後評価があり、試験研究課題が継続する案件についても評価委員会から意見や改善提案を受け付けている。しかし、各評価段階で評価委員会から提示された意見・改善提案の検討状況が明文化されず、具体的なフォロー結果が分かりにくいものとなっている。

また、当センターでは、調査研究業務以外にも研修指導業務や公衆衛生情報等の解析・提供等の業務も実施していることから、当センター全体に関わる業務計画（行動目標を含む）及び評価（振り返り）が体系的に実施されているとはいえない。前述の人材育成計画が策定されていないことも相俟って、中長期的な視点の保持かつ組織的な運営が十分に行われているとはいえない。

現状は、各年度の業務内容等とりまとめで公表しているだけの状況であり、業務結果の評価を踏まえた次年度以降に向けての改善点が明確にされていない。つまり、まず組織としてのあり方が基本方針として必ずしも明示されていないように、次年度以降のセンターの具体的な行動計画・目標が不明確であるため、組織の目標達成の度合いを測定できる重要業績評価指標（KPI）の設定等も行うことができない。そのため、組織として共通の目標に向けた、職員一丸となった取組みの効果を測ることができないと考える。

冒頭記載の当センターのメッセージを達成するため、また、当センターの将来的な真にあるべき姿（ビジョン）及びそれに向けた継続的な努力・取組みを実行していくためにも、当センター固有の基本方針、中期業務計画及び短期の行動計画の策定並びに計画の実行（PDCAサイクルを回すこと）が必要と考える。

（上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況）

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
28	基本方針には研究や事業の方針だけでなく、人材育成方針、財源確保方針、組織効率化方針についても示す必要がある。	組織については、平成16年度あり方検討会の最終報告で民間委託の推進に伴いその効率化を図ることとしているが、人材育成方針及び財源確保方針についても、今後検討していきたい。	平成17年度の検討の結果、平成18年度に組織のフラット化を行い、6部署から5担当制に改編した。人材育成については、生活環境部人材育成計画により、衛生環境部研究センターの技術職員は、高い分析精度の維持に必要な技術の取得に重点をおくこととしている。財源確保については、それぞれの試験検査の主管課と生活環境企画課及び財政課と協議しながら確保に努めている。

59

平成二十八年三月三十一日

(3) 人事ローテーションと組織

人事ローテーションの際には、知識や技術の習熟度を高めるためにできる限り重要な調査研究の終了期間を割断するなど、センターの組織としての技術レベルをより向上していく人事戦略のあり方を検討されたい。【意見1-28】

当センターにおける研究員は専門職採用であるが、研究員採用でないため、薬剤師・臨床検査技師・獣医師などの資格に基づいて、大分県立病院や保健所との人事ローテーションがある。そのため、一部の研究員を除いて、センターの研究員も皆通に人事ローテーションの対象となっている。したがって、一定の調査研究が途上であっても人事異動となることがあり、調査研究の進行に支障を来すことがないよう調査研究の主任となる研究員に補助する研究員が就いて研究を行うようにしている。

もちろん現状も県全体のバランスなどを十分に考慮して人事ローテーションを行っていることは理解している。しかし、基本方針として当センターがどのような位置づけであるべきなのかにも大きく依存するが、試験研究機関であるならば、より実務的な事業場とは一線を画すべきであり、研究員の研究の継続性や専門的知見や経験の涵養による個の能力向上とそれらに基づく組織力の向上を志向することが人事戦略上重要な考え方であると思われる。

よって、いろんな経験を積み重ねていくためにも関係各所との間で人事ローテーションを行っていくことは理解できるが、知識や技術の習熟度を高めるためにできる限り重要な調査研究の終了期間を割断するなど研究員の研究取組みの継続性なども含め、センターの組織としての技術レベルを維持し、より向上させていく人事戦略のあり方を検討されたい。

（上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況）

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
65	今後5年間で職員の専攻を占めるベテラン研究員の退職が予定されていることから、センターに要求される技術水準を明確にしたうえで、自ら実働すべき検査と外部委託すべき検査を区分し、検査業務の効率化と検査技術の維持を両立させる必要がある。	検査業務の効率化と検査技術の維持を両立させるよう平成16年度に全検査項目を点検し、自ら実働すべき検査と民間委託等を実施する業務を整理したところである。	平成16年度から18年度における当センターのあり方検討委員会の検討を受け、検査業務の大幅な見直しを行うとともに、国の研修施設での専門技術研修や機器メーカー主催の操作研修を職員に受講させるなど、職員の検査技術の向上に努めている。

60

大分県報（監査公表）

五三

(4) 重要な企画管理業務の共有化
企画管理上の重要な業務については、早期に一般事務職員との業務共有化を図られたい。【意見1-29】

現在、企画・管理担当における試験検査業務の業績評価などの重要な企画業務については、嘱託職員が主に担当し、培った知見を活かして精力的に業務を実施している。

また、同職員は当センターの元研究員であることもあり、他の研究機関との調整や連携などのコーディネート業務を行っている。

もちろん現状の業務遂行状況は良好であるが、嘱託職員が重要な企画業務を担っていくことは中長期的に見て組織的な見通しとしては一抹の不安を感じるところである。よってできるだけ早期に掲げたような企画管理上の重要な業務について、他の一般事務職員との業務共有化を図り、組織的な対応に支障がないような方向性を検討されたい。

(5) 年次研修計画の策定

センターとしての年次研修計画を策定することが望ましい。【意見1-30】

「大分県キャリア開発プログラム」に基づいて、センター職員各人が自身に求める人材のあり方や能力開発のためのキャリアプランに基づいて、自己研鑽の一環として研修受講希望をセンターや業務担当課に提出するなどの取組が始まっている。センター及び業務担当課は、提出された研修希望の中で予算措置とのバランスを図りながら受講する研修を決定している。

当センターの研究員は専門職として的一般採用であるが、組織やその人材のあり方に見合った個の能力や資質をいかに高めていくのかは、個人の希望や意欲のみならず、センター全体として組織的に対応していくことも重要である。つまりセンターの研究員の個々の経験年数・職能・職責に応じ、組織としての人材力を高めていくことが必要である。

よって、自己の to be (自分のなりたい姿) に基づく to do (行うべきこと) と、組織としてのスキルの維持・向上・能力開発など組織として必要とする to do を組み合わせ、組織としての人材力を戦略的に高めていくようなセンター全体としての独自の年度研修計画を策定することが望ましい。

(6) 倉庫内の整理

監査で敷地内の倉庫を視察したが、借用(貸付)物品、廃棄予定物品、現場に持参する検査機器などが必ずしも整理されないまま保管されている。使用予定のないものは早期に管理外とするため必要な決裁手続を経て廃棄し、それ以外の物品も一定の目的等に応じた分類により早期に整理整頓されたい。【意見1-31】

(7) 危険ドラッグの分析や検査への今後の対応

近年、危険ドラッグの指定数は増加しているため、調査研究の推進とともに、検査等に必要ない機器や危険ドラッグの標準品の準備のあり方を整理しておく必要がある。【意見1-32】

平成19年に指定薬物制度が創設され、物質名で指定される危険ドラッグは当初31物質であったが、以降半年ごとに増加していき、現在は2千以上の指定になっている。

今後、福祉保健部の薬務室、警察本部が危険ドラッグを使用して何らかの事象の特定をする必要がある場合は、基本的に科学捜査研究所が検査することになるが、実際には病院や福祉保健部から検体調査をして欲しいというニーズがあるとされており、それらに対応する必要性から、平成26年度以降、当該領域を試験研究テーマとしている。

一方、指定が多数となったことで、国立医薬品衛生研究所で標準品を全てカバーできないぐらいの項目数に上っていることから、これらの標準品を全てセンターで準備すると膨大な予算措置が必要とされるが、理論的には合成することも可能とこのことである。

調査研究の推進とともに、検査等に必要ない機器や危険ドラッグの標準品をセンターとしてどのように準備していくのか、いま一度整理して適切に対応していく必要がある。

(8) 調査研究の過程で把握した重要な情報の共有化

平成27年度から取り組んでいる県沿岸部のマダニのSFTSウイルス等保有状況調査の研究過程において、研究の過程でマダニの当該ウイルス保有の検出事実が判明した場合には、年度の中間報告等を待たずして、迅速にセンターの企画・管理担当を通じて本庁の担当課と情報を共有化し、迅速に当該情報を対象地域に向け発信する必要があるので留意されたい。【意見1-33】

(9) センターと地域との協定内容の再検討

当センターを現在地に移転した平成15年に当該地区との間で、騒音軽減、排気・排水の適正処理、汚染物質の定期的な検査などの項目の遵守または検査結果の提供を約し、平成23年に検査回数を減少させているが、当初から10年以上の時間が経過し、センターの遵守等の実績も明確であることから、コスト等の負担を考慮して、今後も含意内容の見直しや覚書解消を含めて地元と再協議することが望ましい。【意見1-34】

当センターは平成15年3月に現在の大分県中津市内に移転した。その際、安全性等の遵守や宣誓を含めた当該地域との信頼関係の構築のため、主に次の事項に関して覚書と協定を締結して、遵守や情報の報告を行うこととした(下記「→」の後の回数は、平成23年3月に合意改定されたものを示す)。

- ・騒音の測定(測定記録年4回→2回)
- ・大気汚染防止法で指定する汚染物質等の測定・検査(測定記録年4回→2回)
- ・土壌の採取、検査(年1回→1回)

平成 23 年において当該地区と測定検査回数削減の合意がなされたのも、センター運営に当たって行政として当然実施すべき厳しい行動規範とマネジメントのもと、常に現場面での配慮を怠っていないという実績と信頼関係の証左といえる。

引き続き、地域に信頼されるセンターとしての当然の責務を果たして、誠実かつ真摯に対応し説明責任を果たすことが一義であるが、今後は行政コスト面の負担も総合的に勘案し、既往の実績をもとに合意内容の見直しや覚書の解消方向も含めて地元と継続的に協議していくことが望まれる。

第 2. 産業科学技術センター

1. 概要

(1) 所在地

① 所在地 大分県大分市高江西 1 丁目 4 3 6 1 - 1 0

② ホームページアドレス <http://www.oita-ri.jp/>

(2) 沿革

明治 43 年 大分県醸造試験場 開設

大正 11 年 大分県工業試験場 発足

昭和 13 年 大分県工業試験場別府工業指導所 発足

昭和 22 年 大分県日田工業指導所 発足

昭和 23 年 別府工業指導所を分離し、大分県別府工業指導所 発足

昭和 29 年 日田工業指導所は日田産業工業試験所に、大分県別府工業指導所は別府産業工業試験所となる

平成 6 年 大分県工業試験場、大分県別府産業工業試験所、大分県日田産業工業試験所を統合して、大分県産業科学技術センター発足 大分市高江西 1 丁目の新庁舎に移転

平成 13 年 別府産業工業試験所を分離し、大分県竹工業・訓練支援センターに統合

平成 16 年 大分県・産業技術総合研究所研究交流センターを統合

平成 17 年 農水産物加工総合指導センターとの食品部門の再編統合

平成 21 年 日田産業工業試験所を分離し、農林水産部農林水産研究センター林業試験場と統合するとともに、竹工業・訓練支援センターの研究指導課を産業科学技術センターに集約、管理担当、企画連携担当、製品開発支援担当、電子・情報担当、機械・金属担当、工業化学担当、食品産業担当の 7 担当制とする

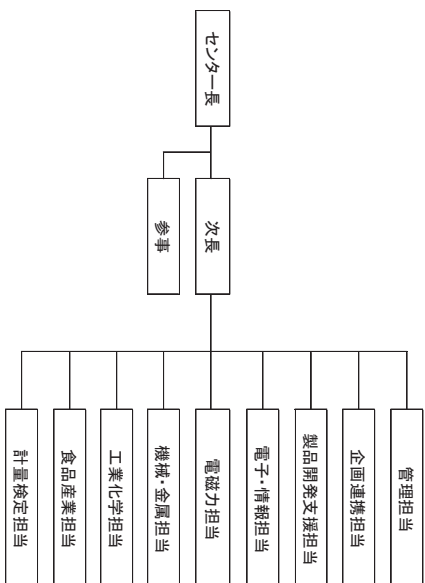
平成 22 年 計量検定所を産業科学技術センター計量検定担当として統合し、8 担当制とする

平成 25 年 電磁力担当を新設し、9 担当制とする

(3) 設置目的、根拠条例等

大分県行政組織規則第 111 条に基づき設置され、県内中小企業の競争力強化を目指して技術支援、研究開発、他団体との連携を行うことを目的とする。

(4) 組織図



(5) 主要な業務

- ① 管理担当
 - ・人事及び組織の管理
 - ・庁舎の維持及び管理
 - ・予算の執行及び物品の管理
 - ・依頼試験等の支払い窓口
- ② 企画連携担当
 - ・産業科学技術に関する企画・実施・支援・振興・技術相談の受付・共同研究に関する相談受付
 - ・創業支援施設「ものづくりプラザ」入居企業の支援
 - ・依頼分析や依頼試験等の受付
 - ・試験装置や加工機等各種機器の受付
 - ・特許等知財的財産管理
- ③ 製品開発支援担当
 - 商品のデザインだけでなく、コンセプト作りから販促のデザインまで製品開発をサポートで支援
 - (担当の技術分野)
 - ・製品開発のコーディネート
 - ・新商品開発プロジェクトの推進
 - ・ネットデザイン商品創出支援事業
 - ・3Dプリンタによる立体モデルの造形

④ 電子・情報担当

- 一次産業のICT化を支援
(担当の技術分野)
 - ・デバイス、薄膜、回路、計測、制御等の電子技術
 - ・通信ネットワーク、情報セキュリティのICT技術
 - ・画像処理、三次元計測等の情報処理技術
 - ・企業のIT化支援

⑤ 電磁力担当

- 電磁力に関する最高レベルの計測・評価技術による支援
(担当の技術分野)
 - ・国内唯一の電磁力関連研究開発拠点の構築
 - ・電磁力応用機器の高効率化・省エネルギー化
 - ・電磁力応用機器開発
 - ・電磁材料の磁気特性測定

⑥ 機械・金属担当

- ベージングな加工技術から最先端のICT技術まで、ものづくり現場を総合支援
(担当の技術分野)
 - ・精密機械加工技術 (切削・研削・電気加工)
 - ・金属加工技術 (鋳造・溶接・粉末冶金)
 - ・CAD/CAM/CAE等のコンピュータ支援技術
 - ・計上・精密測定技術
 - ・自動化・省力化技術
 - ・金属材料の試験・評価

⑦ 工業化学担当

- 広範な試験・分析・評価技術で企業の課題解決を支援
(担当の技術分野)
 - ・化学分野の技術相談・指導
 - ・化学分野の依頼試験 (異物、産業廃棄物、鉱産物、金属、用廃水等)
 - ・化学分野の共同研究
 - ・機器貸付

⑧ 食品産業担当

- 伝統的な醸造から、1次産業の6次産業化まで多様な支援
(担当の技術分野)
 - ・県内の食品産業活性化のための技術支援
 - ・食の安全、環境に配慮した品質保持技術、品質評価
 - ・機能性及び加工技術の開発
 - ・県内農林水産物の品質・特性評価、加工特性・流通技術の把握
 - ・食品産業副産物の有効利用
 - ・依頼分析、技術指導、研修会

⑨ 計量検定担当

計量法に基づく検定・検査で適正な計量実施を確保
(担当の技術分野)

- ・計量に関する事業の届出、登録及び指定
- ・特定計量器の検定(質量計、ガソリンメーター、LPGメーター等)及び装置検査(タクソメーター)
- ・基準器の検査(1級分銅等)
- ・計量証明事業使用特定計量器の検査
- ・特定計量器の定期検査
- ・特定計量器及び商品量目等の立入検査
- ・計量に関する指導、普及啓発

(6) 主要な施設設備

区分	構造	面積(延べ面積)	工事費	取得年月日
管理研究棟	鉄骨コンクリート造3階建	10,413.49㎡	3,571,977千円	平成6年3月16日
エネルギー棟	鉄骨コンクリート造1階建	388.43㎡	242,244千円	平成6年3月11日
材料開発棟	鉄骨造1階建	1,200.08㎡	381,974千円	平成6年3月17日
機械電子棟	鉄骨造1階建	1,117.98㎡	372,876千円	平成6年3月17日
化学食品棟	鉄骨造1階建	817.52㎡	258,851千円	平成6年3月17日
計量検定棟	鉄骨造1階建	346.3㎡	54,150千円	平成22年3月17日
倉庫・車庫等	鉄骨コンクリート造倉庫1階建	249,01㎡	82,437千円	平成6年3月17日

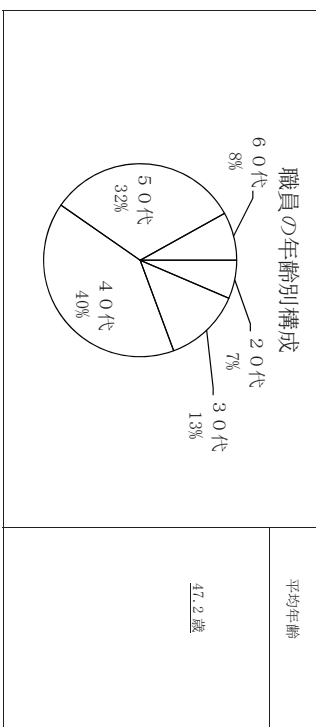
(7) 人員の状況

① 人員の期間推移

(単位：人)

区分	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
事務	12	11	12	12	12
技術	40	43	42	43	43
技能	0	0	0	0	0
労務	2	2	1	1	1
その他	6	6	8	7	6
合計	60	62	63	63	62

① 職員の年齢別構成及び平均年齢



(1) 財務の状況

(単位：円)

項目	A			B			C			対前年比較 C-B	対22年比較 C-A
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度		
収入											
受取仕入	6,229,861	4,003,705	983,706	776,532	1,108,932	332,400	△3,151,029				
手数料	17,229,898	16,823,989	13,983,319	15,693,302	13,998,122	453,789	△1,712,776				
財産的収入	6,642,240	7,298,780	9,135,260	16,629,380	12,622,770	△1,105,630	5,886,530				
財政特別収入	115,500	232,060	36,750	21,600	0	△21,600	△115,500				
受取事業収入	5,668,947	5,791,632	1,275,600	6,702,982	8,609,200	1,906,218	2,900,218				
雑入	1,510,727	1,406,878	1,321,830	999,077	1,299,710	320,633	△221,017				
合計	37,388,293	38,536,938	26,882,998	40,182,223	39,008,854	△1,173,369	1,609,961				
支出											
報酬	11,574,378	7,699,425	8,531,531	13,791,269	13,299,440	△491,829	1,714,882				
経費	2,328,398	1,736,022	1,907,442	2,810,638	2,665,248	△145,390	238,850				
賃金	5,831,980	4,596,392	4,534,481	4,968,812	4,887,419	791,407	△934,461				
設備費	1,428,240	906,000	874,100	1,028,960	1,762,400	723,450	334,150				
雑費	10,499,462	9,935,336	8,763,468	11,527,992	10,802,554	△725,438	303,922				
交際費	6,203	6,013	3,192	996	1,010	14	△25,282				
経費	4,516,037	3,517,942	4,624,172	4,985,829	4,963,823	△22,006	447,796				
委託料	48,729,023	52,675,628	53,189,789	60,019,718	59,483,246	△536,472	9,496,151				
使用料及び賃借料	2,291,705	2,375,719	7,860,429	5,295,085	5,004,222	△280,763	△141,000				
工事請負費	444,000	0	0	0	0	0	0				
備品購入費	33,769,608	48,836,140	37,024,904	44,292,528	23,302,161	△21,000,367	△7,827,447				
負担金補助金交付金	1,210,630	1,401,700	825,000	2,292,304	2,101,187	△11,117	980,527				
公費	77,800	60,200	59,100	67,500	45,000	△22,500	△32,300				
合計	172,840,999	188,304,971	180,292,364	204,031,668	185,125,644	△18,906,024	12,284,542				
繰出債											
当期繰出債	△135,452,706	△150,748,023	△152,909,899	△163,979,445	△148,006,487	17,792,758	△16,633,981				
繰入金											
繰入金	512,465,815	509,008,293	495,122,674	462,504,012	479,609,735	16,105,711	△34,776,082				
実質的繰出債	△647,918,541	△639,316,316	△649,627,543	△656,383,457	△634,776,440	1,607,017	23,142,101				
当期繰出債の繰出債	77.7%	75.2%	75.5%	72.5%	73.2%	73.2%	73.2%				
■繰入金	21.6%	19.1%	14.8%	19.7%	21.1%						

2. 監査の結果

2.1 研究開発管理事務

産業科学技術センターが企業等からの委託により実施する研究(委託研究)については「大分県産業科学技術センター受託研究実施要領」に基づき、また、産業科学技術センターが単独で実施する研究(所内研究)については「大分県産業科学技術センター研究評価実施要領」に基づいて、個別研究課題の選定及び成果の評価等の管理事務が適切に行われているかどうか、監査を実施した。

具体的には、産業科学技術センターが実施した平成26年度の研究課題(テーマ)①提案型技術開発受託研究事業：9件、②電磁応用技術活用推進事業：1件、③研究開発事業(企業ニーズ)：7件、同(シーズ創出)：4件、同(経常研究)：9件、④調査研究：13件について、課題選定、事前評価、進行管理、コスト管理、中間評価、事後評価及び普及調査の状況を研究担当者・管理者に対する質問及び関連証書の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.2 収納事務

収納事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、効率的な収納事務が行なわれているか監査を実施した。

具体的には、平成26年度の調定一覧を調査し、調定決議書、契約書等の調定の根拠資料、調定額計算の基礎資料および入金を確認する資料等の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.3 支出事務

支出事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、支出は適切かつ効果的なものであるか監査を実施した。

具体的には、平成26年度に支出した10万円以上の支出行を調査し、関連する支出負担行為決議書、支払命令書、請求書、見積書等の閲覧により検討した。

(外部監査の結果)

(1) 起案書決裁日付について

起案書決裁日付が物品調達向の決裁日よりも後の日付となっていた。また、起案書の決裁日付が未記入となっていた。【結果2-1】

備品購入について、一部、購入に関する起案書の決裁日より先に、物品調達向の決裁がなされていた。また、起案書の決裁日付が未記入となっていたものがある。

認められた。本来は試験研究機関にて起案書の決裁がなされることから、物品調達向を提出する必要がある。また、適切に決裁を受けていることを証明するために、起案書の決裁日を適切に記入する必要がある。

2.4 委託契約事務

委託契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、委託契約は適切かつ効果的なものであるか監査を実施した。

具体的には、平成26年度に契約した業務委託契約(100万円以上)8件のうち6件を抽出し、伺い、仕様書、契約書、支出負担行為決議書等の契約の閲覧により検討した。

(指名競争入札)

平成26年度に指名競争入札で締結した契約金額100万円以上の契約は以下のとおりである。

件名	予定価格 (千円)	落札金額 (千円)	落札率※1 (%)	参加者 (社)	参加者の入 札率※2 (%)
高速液体クロマト グラフ質量分析装置 保守点検業務委託	3,099	3,092	99.77	4	103.6～ 109.4
電界放出形走査電子 顕微鏡一式保守 点検業務委託	3,628	3,618	99.72	3	100.0～ 104.5
透過電子顕微鏡保 守点検業務委託	1,179	1,175	99.59	3	100.0～ 112.1
庁舎樹木等管理業 務委託	5,342	5,054	94.60	11	95.0～ 100.0
庁舎機械警備業務 委託	1,038	1,038	100.00	2	382.0

※1 落札率：落札金額/予定価格

※2 入札率：入札額/予定価格(落札者を除く)

(随意契約)

平成26年度に随意契約により締結した契約金額100万円以上の契約は以下のとおりである。

契約内容	種算額 (千円)	契約額 (千円)	随意契約理由
ガスローテクトグラフ質量分析計 保守点検業務委託	1,738	1,738	自治法施行令 第167条の2 第1項第2号
X線光電子分光分析装置保守点 検業務委託	2,160	2,160	
微小部X線応力測定装置保守点 検業務委託	1,004	1,004	

(外部監査の結果)

(1) 高速液体クロマトグラフ質量分析装置定期保守点検作業報告書

契約書に根拠した消費税の算定式が記載されていた。【結果2-2】

「高速液体クロマトグラフ質量分析装置一式保守点検業務委託契約書」の消費税の算定について、「委託料に108分の8を乗じて得た金額」と記載すべきところを「委託料に105分の5を乗じて得た金額」としていた。

消費税の算定自体は8%で計算されており、契約金額に影響はないものの、契約書は対外的に重要な書類であり、より慎重なチェック体制の下で作成される必要がある。

2.5 財産の管理事務

産業科学技術センターの施設内を見学し、財産の管理状況を概括的に確認した。また、研究員から重要物品の使途、使用頻度等について説明を受けた。

上記に加え、備品管理システムに登録されている備品について現物確認を実施した。

監査対象：備品管理システムに登録されている備品から任意に抽出した購入価格200万円以上の重要物品のうち5件

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.6 毒劇物等の管理事務

試験試薬の台帳の整備状況に関して、毒劇物使用簿を閲覧し、適切に管理されているか、監査を実施した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.7 情報セキュリティ

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.8 その他

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

3.1 研究開発管理事務

(1) 研究開発管理全般について

① 試験研究テーマの選定

ニーズの調査分析について客観的・画一的な手法が必ずしも確立されていないため、新しい研究テーマ選定の際、どのようなニーズなどの源泉となる情報に基づいて発案されているのかが必ずしも判断とせず、研究テーマとそのニーズ等との情報を関連づけて整理し明示できるような仕組みに改善することが望ましい。
【意見2-1】

産業科学技術センターでは、企業訪問等を通じて「企業訪問票」をwordで作成しており、訪問の業務内容については、VBA accessによる「業務登録データベース」に訪問登録をしている。ここに企業等とのデータベースに基づく打合せ内容や要望が情報として記録されている。しかし現状では、これらのどの情報が新しい研究テーマ選定に関連するものとして発案されたかどうかという点に関しては、当該テーマに関連したニーズ等の情報として抽出するのは文字情報であることから実務的に紐付けが困難であるため、特段研究テーマとニーズ等の情報が関連づけて整理されているわけではない。

このような現状では、研究テーマ選定がどのようなニーズ等の源泉に基づいて発案されているのかが客観的に明示できないため、明瞭性に欠ける。

情報やニーズの調査分析についてはできる限り客観的な方法を確立したうえで、研究テーマの発案と選定において、どのような具体的なニーズ等の情報に基づいているかどうかを明確に明示できるような仕組みに改善することが望ましい。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する取組の措置状況	現在の対応状況
82	限られた予算、人員の中で本格的な研究を目指すのであれば、経営資源の重点投入が必要な分野をより明確化するとともに、経常研究はその性格を明確にしようとして、個々の調査研究の必要性を検討する必要がある。	産業科学技術センターの見直しを行う中で、本年策定された「おおいた産業活力創造戦略」をベースとした研究テーマの設定等を行う予定である。	「商工労働部」において、産業科学技術センター：中期業務計画に「おおいた産業活力創造戦略」において、「自動車・半導体・医療機器・エネルギー・環境・電力・食品」の各重点技術分野に取り組みと定めている。経常
83			

<p>研究成果を企業に移転するためには、企業ニーズに基づく事業化の高い研究テーマを選定することが重要であり、現在実施している企業訪問の結果を研究へとつなげるプロセスの一層の充実が必要である。また、農林水産業の生産技術の改良や稼働試験・研究機関と情報を共有し、開拓していくことが必要となる。</p>	<p>今後、企業ニーズや事業化が期待できる研究を優先的に行うため、企業訪問の結果を研究へ結びつけることに努める。また、農工連携推進事業Ⅱによりバードの有効利用に関する研究会等を行っており、農工連携推進会議により情報の共有化を図るとともに、新設の食品産業研究所でも農工連携研究の取り組みを推進する。</p>	<p>研究の課題設定においては、戦略や計画への適合性を数値評価している。適合性が高く、全体評価も高い研究テーマについては、「技術シーズ創出型研究」という扱いを定め、予算等の重点的な配分を措置している。調査研究はF/S的な位置付けであることから、将来の企業ニーズにつながる可能性のある技術テーマを設定することとしている。</p>
<p>研究テーマの選定時点において事業化の可能性について十分検討し、権利帰属後の実施評価を確実に権戻しできるようにする必要がある。また、県の経営支援機関とも連携し、移転先の製造や販売についても一体となった支援を行う必要がある。</p>	<p>研究成果である知的財産を企業が導入するためには必要な事業化の支援についても積極的に取り組み、(財)大分県産業創造機構や大分県知的財産センターとの連携を密にして、資金経営面からの支援とともに技術移転に努める。</p>	<p>年間500社への企業訪問は継続しており、企業ニーズの引き出し/技術支援への展開を積極的に進めている。企業訪問によって得られた情報は、「企業カルテ」として所内専用のイントラネットシステム上に格納している。新着カルテについては、担当総括への転送や月例のセミナー会議での転送など、情報共有を図り、技術担当の枠を超えた取り組みスタンスを継続している。農水産物加工総合指導センターの統合、食品産業研究所の新設、県内試験研究機関連携会議の開催など、体制面からも6次産業化や、農業・加工・工業などの複合分野の技術支援を継続している。</p>
<p>84</p>	<p>82</p>	<p>83</p>

② 経営資源の集中と研究テーマの設定

経営資源の集中と研究テーマの設定に当たっては、「おおいた産業活力創造戦略」と「第3期中期業務計画」との整合性を取りつつ、直近の多様なニーズやセンター固有の電磁力技術などの強みを活かしたシーズに基づいて、県内産業の振興に寄与しうる新事業や新分野については、柔軟に適時かつ迅速な対応により経営資源を配分し研究を推進されたい。【意見2-2】

現状では、主に「おおいた産業活力創造戦略」と「第3期中期業務計画」を基礎とした県内産業の振興に寄与する事業分野を中心としてセンターの技術シーズを創出するための研究テーマの推進を図っている。昨今では技術革新のスピードが早く、

事業ドメインによってはエネデザイン化（一般大衆化）や陳腐化のサイクルが短くなっており、直近のニーズやニッチな源泉に基づく技術対応の要求スピードも早まっていると考えられる。

センターでは、従来からの重点産業分野のみならず、平成28年度から産業活力創造戦略の重点施策の一項目として、「航空」に関する分野を成長産業として位置づけ、研究等を通じて技術の醸成を図っていくこととしている。また「宇宙」に関する分野はまだ具体的なプランはないものの、将来の産業発展や企業誘致を念頭に置いて将来のプラン作りを行う予定である。

今後も引き続き、経営資源の集中と研究テーマの設定に当たっては、「おおいた産業活力創造戦略」と「第3期中期業務計画」との整合性を取りつつも、直近の多様なニーズやセンター固有の電磁力技術などの強みを活かした応用的なニーズや潜在的な事業機会に対応しうる魅力的なシーズを創出して、県内産業の振興に寄与しうる新事業や新分野については、多様な事業ソリューションの実現のために柔軟に適時かつ迅速な対応により経営資源を配分し有意な研究を推進されたい。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	現在の対応状況
<p>限られた予算・人員の中での本格的な研究を目指すのであれば、経営資源の重点投入が必要だが、必要をより明確にすることも必要となる。</p> <p>特に、センターで実施する3つの研究カテゴリーのうち「新産業の創出につながる研究開発」は、運用によっては広範な産業分野の全部を占めることにもなりかねず、経営資源の集中について特に留意する必要がある。</p> <p>また、経営研究は本格的な研究を実施する前の予備調査と位置付けられるものであり、その性格を明確にしたうえで、個々の調査研究の必要性を検討していく必要がある。</p>	<p>平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況</p> <p>「おおいた産業活力創造戦略」をベースとした研究テーマの設定を行う予定である。</p>	<p>研究テーマの設定については、「おおいた産業活力創造戦略」に準拠されている自動車、半導体、医療機器、電磁力、食品、環境、エネルギー等の重点産業分野のみならず、航空・宇宙、ロボットなど将来の県内勝勢や発展が期待される産業分野を意識して取り組む。</p> <p>これら的高度化・多様化する企業ニーズに的確に対応するためには、広範な分野の研究員の英知を結集する必要があることから、各担当間の協力を積極的に推進できるようラウンズの投入を図っていく。</p>
<p>83</p>	<p>82</p>	<p>83</p>

③ 新しい技術シーズの創出対象事業のうちエネルギー分野への対応

第3期中期業務計画（平成26～平成30年度）においては、「エネルギー分野」が新しい技術シーズの創出対象事業として優先順位の高い項目となっているが、最も早く取り組んでも平成28年度からとなっており、やや遅れが見られるため、事業の取組みをより推進していく必要がある。【意見2-3】

第3期中期業務計画（平成26～平成30年度）においては、エネルギー分野（地熱・温泉熱・風力・小水力・バイオマス）が新しい技術シーズの創出対象事業として優先順位の高い項目とされているにもかかわらず、現状では組織としてエネルギー

一担当が存在せず、これらに対応する人材が現に存在していない。当該領域としての手当を行うため、人員1名を平成28年4月に採用予定である。

現在、電磁気分野については先進的に就取組り進められているところであり、この分野における応用技術はエネルギーの低減化などに資する側面もある。しかしながら、事業計画において取組むこととしているエネルギー分野については、地熱や温泉熱などを利用した技術シーズの創出を企図しているものであり、直接的な取組みに選れが見受けられる。

大分は「おんせん果」として温泉資源の豊かさがあり、資源を有効活用する取組みの推進による新しい技術シーズ創出のために必要な研究員の採用と教育、組織上の手当てなど推進体制を早期に確立することが望まれる。

④ 経営研究における追跡調査と定量的評価

共同研究及び受託研究のみならず、経営研究においても研究終了後の事業化や価値創出の状況を追跡調査することが必要である。【意見2-4】

また併せて、研究成果がどのような技術価値や事業価値をもたらしているかを定量的に測定する仕組みを検討されたい。【意見2-5】

共同研究・受託研究については、事後の事業化の状況を把握するため、「追跡調査への対応協力」を契約書に盛り込み、研究担当者が研究成果のフォローを行うことと併せて行うことで、研究終了後5年間の追跡調査を行うこととしている。その把握においては、研究成果が市場価値として「売上高」や「売上総利益」の創出に貢献したかどうかを事後的に追跡して測定することが明確化されている。しかしながら、経営研究においては、研究終了後において研究成果がどのように事業化や市場価値等の創出に貢献しているかどうかの追跡調査は必ずしも現状では行われておらず、研究実施とその成果がもたらした実績といった順末が必ずしも明確とはいえない状況である。

このような状況では、経営研究を行った必要性とその成果がもたらした順末との関係が不明確となり、財源を投下して研究を行った意義と成果が減殺されることになりかねないため、行政としての説明責任を十分に果たせない可能性がある。

よって、経営研究においても、研究終了後の事業化や価値創出の状況を追跡調査することが必要である。また、平成26年度に定めた研究評価委員会の評価スキームでは、追跡調査を研究終了後1年後に行うこととしているが、研究・事業領域によって波及効果の期間は多様と考えられるため、年度ごと研究成果ごとに追跡調査完了かどうかの判断を個別に行っていくことが望ましい。

またその際には、経営研究成果がもたらした新しいシーズの創出によって、どのようにノウハウが蓄積され市場価値を生み出したのかどうかを明確化するため、技術価値や事業価値を定量的に測定する仕組みを検討することが望まれる。直接的に技術シーズを市場等に移転することのない基礎的な領域の研究成果においては定量的な評価が困難な場合も考えられるが、その場合においてもセンターにおける技術のプラットフォーム（技術基盤）として今後の研究等に活かされるものとした

成果の内容を明確化するため、研究成果がどのような発展的な展開をもたらしたのか、新しい研究にどのように結び付いたのかどうかを明示的にできるような順末管理が必要であると考えられる。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の措置状況 意見に対する果の措置状況	現在の対応状況
82	研究テーマ毎の成果後継状況や産業界連携への寄与度をモニタリングする仕組みを整備する必要がある。	成果後継状況の把握については、研究の事後・追跡評価で行う予定である。	包括外部監査の指摘を受け、企業ニューズ型共同研究の評価プロセスを過去に遡及して再検証し、事業化状況等について把握した。平成26年度からは、共同研究や受託研究においては、事後の事業化の状況を把握するため、「追跡調査への対応協力」を契約書に盛り込んだ。研究担当者がフォローも含め研究終了後5年間の調査を行うこととしている。
82	中小企業への成果後継を前提とした実用的な研究が中心となるので、研究の事前評価では「実現性、移転可能性」を重視し、中間、事後、追跡調査では県内企業への技術移転の進捗度を調査検討する必要がある。また、技術が製品化された場合の市場や採算についての試算を厳密に行う必要がある。	事前評価の段階で、「実現性、移転可能性」の評価項目を設定する。また、追跡評価等で技術移転の進捗度等の把握に努める。具体的な成果物を予定する企業との共同研究の場合は、企業と共同して製品化された場合の市場や採算性についての適切な試算に努める。	平成26年4月に策定した研究評価実施要領に従って、事前評価については「実用化の可能性等」について評価を行っている。また、製品化された場合の市場や採算性等については、研究進捗段階における中間評価や研究終了後の事後評価において、金融機関から産業界創造機関に出向し、アドバイザー等をいたいただき適切な試算ができるよう努めている。

⑤ 技術移転や普及の一元的な記録

研究テーマの成果に対して、実際に行われた技術移転など普及活動の記録は個々の活動ごとにVBAの技術指導記録として記録は行われているものの、普及活動の履歴を全体的に見渡せる順末を一元的に集計記録した一覧性のあるものは存在しないため、成果の波及の全体像を端的に明示できるような工夫を行うことが望ましい。【意見2-6】

⑥ 各研究テーマに関する統合的な管理表の作成

研究テーマごとに研究着手から研究成果の順末を総合的かつ明確にするため、一覧性のある統合的管理表のような形で網羅的に明瞭的管理を行うことが望ましい。【意見2-7】

現状においては、研究テーマの着手から研究が終了し、その成果がどのようにそれ以降の技術移転や価値形成に結びついているかといった全てのプロセスを網羅的に記録管理された一覧表は存在しない。そのため、過去からの研究テーマが体系的にどのような実績を積み重ねたのか、どのような成果をもたらした、その成果が

どのような価値を形成したかといった統合的な情報を概観することができず、明瞭性の観点では研究実績等の情報は個々の年度別の簿冊や資料を追っていくかいないと把握できないため、過去に遡及して調べる際も情報の捜索コスト等を要することになると思われる。

研究テーマを選定し、研究成果を生み出し、その成果がどのような価値を形成したかどうかについて、時系列的な研究プロセスの年度別といった時点的な情報を明示することで、研究内容が現在どのようなテーマタス(研究中、研究終了、成果の技術移転、市場価値形成、追跡終了など)にあり、研究内容がどのように新しい研究に応用されたか、技術シーズが形成されたか、研究コストに対する価値の形成状況はどうか、といった情報を統合的に概観することができ、研究テーマメントに資すると考えられるため、研究テーマと年度を主な項目軸とし、それに形成されたシーズ、新しい研究内容との関連性、コストや形成した市場価値といった定量的な情報を付加した研究管理一覧表のようなものを作成管理を検討されたい。

⑦ 研究のプロセスと進捗管理

研究プロセスや進捗状況を管理するのは、各「担当」という組織のみならず、センター全体を俯瞰(ふかん)的にモニタリングし業務コーディネータすることで期待される企画運携担当が、各担当から定期的に報告を受けることで、研究状況の報告に基づき情報の共有化と適切なコーディネータ等のミドルマネジメント(中間機関による管理)をより發揮していくことが望まれる。【意見2-8】

平成26年度までは、研究テーマに関する年度途中の特段のプロセス管理は行われていなかった。平成27年度から毎年10月にセンター全体で進捗報告会を行うこととなり、研究のプロセスや進捗管理の面で前進が見られる。しかし、それ以外については定例的に食品産業や電磁力といった各「担当」という組織の中で研究の進捗報告が行われているものの、その情報は各担当をセンター全体として取りまとめる「企画運携担当」には報告されておらず、情報共有されていない。そのため、技術シーズをスピナーに創出していく研究テーマに対して効率的かつ有効的に推進していくためのプロセスや進捗にかかわるミドルマネジメント機能が組織としてやや不十分な状況にある。

年度途中において研究の進捗状況が適時に報告され情報が共有化されるような仕組みでない、年度途中において研究がそれぞれの担当任せになりかねず、担当総括と企画運携担当とが情報共有されないうために、研究の遅れや問題点の解決に向けたミドルマネジメントの發揮が十分にされないおそれがある。

したがって、新しく平成27年度から行うこととした10月の進捗報告会のみならず、より有効な研究状況の報告に基づき情報の共有化と適切なコーディネータ等のミドルマネジメント機能の發揮のために、手間などのコスト面を比較考量しつつ、年度途中のどのような頻度・サイクルで研究のプロセスと進捗をどのように報告するかどうかを明示的に運用することでよりよい研究成果に結びつくことが期待される。

(2) 経常研究について

① 精度管理等の内部技術の向上維持のための課題化

経常研究において検査や分析結果に対する「不確かさ」すなわち、精度管理など内部技術の向上維持のために研究課題として取り組んでいる事例があるが、組織として保持すべき精度等の技術を維持管理することを必要な責務としつつ、センターとして検査分析等の精度レベルを常に奉証できるような運営を行っていくことが望ましい。【意見2-9】

平成26年度の「経常研究」の中には「九州連携CAE研究会における解析事例の検証」「分析化学における不確かさに関する研究3-金属分析の不確かさに関する研究-1」という課題があり、後者に関連して平成27年度においても「金属分析の不確かさに関する研究」が行われている。これらについては、企業ニーズとの関連が必要しも明確でないことから技術シーズを創出する研究課題とは直接的に言えず、どちらかという精度管理等の内部技術の向上維持のための課題化といえる。上記の「不確かさ」に関する研究は、平成26年度と27年度とでその精度を検証する対象が異なっているものの、平成25年度も実施されている研究であり、試験分析や検査に必要な精度について研究することも一定の意義は見出せると思われる。

しかし、本来「経常研究」はより具体的なシーズの創出を行うなど事業化に近い研究領域に属することから、これらは産業振興のための技術シーズの創出や活用のための研究とは一定の距離があり、「経常研究」課題として断続的に取り組むことについては本当に優先順位が高いと言えるかどうか一考の余地があると考えられる。精度管理については、機関としてどのレベルの不確かさという精度に基づいて検査分析を行っているかを明確化し、それを継続的に維持し説明責任を果たせる技術レベルに組織として管理していくことは、センター運営において常に対応していくことが必要な領域と考えられる。

したがって、その対象となる標準に対する精度を保持するために必要な技術を有することは公認試として要求される通常の責務であるとの認識に立った場合、試験分析や検査分析のための精度レベルの立証のためにどのように対応していくべきかを整理したうえで、センターにおける必要な責務として検査分析等の精度レベルを常に奉証できるような運営を行っていくことが望ましい。

(3) 調査研究について

① 調査研究選定における出口戦略との関連性

調査研究においても、実用化や事業化といったワーケータインクなどの視点に基づく出口戦略、すなわちどのように付加価値創出と関連つけて研究を実施するかどうかを明確化することが望ましい。【意見2-10】

平成16年度の包括外部監査を踏まえ策定された第1期中期業務計画においては「企業ニーズ」に特化した研究を行うことが明記されていたが、現行の第3期中期業務計画においては「技術シーズの創出」に向けた研究開発に取り組むこととされ

ており、研究実施における前提条件として必ずしも「企業ニーズ」に特化する必要はないと捉えることができる。しかし「技術シーズの創出」のための研究であれば、最終的には事業化による県内産業の振興を目的としているため、研究の取組みが産業や県民の豊かさをもたらす価値との関連において広い意味でニーズとの関係性は重要な一要素であると思われる。

現状のセンサーにおける調査研究の内容は、小規模な研究開発課題、萌芽研究、試験分析技術向上など将来的に企業ニーズとマッチングしうるテーマの模索や、事業化支援の礎になるための研究を対象としており、この中で技術レベルなどが企業支援に役立つかどうかも含めて、調査研究を通じて見極めを行っているところである。したがって、必ずしもセンサーが取り組んでいる調査研究はニーズが前提となっていないものも見受けられるが、研究成果が将来どのような事業化支援の礎となりうるかどうかの出口戦略との関連性は、調査研究計画書に必ずしも明示されていないものも見受けられる。

少なくとも調査研究を課題化して取組むものについても、産業等のニーズや技術シーズの創出や産業振興との関連性のもとに、調査研究終了時の研究成果がどのようにに実用化や事業化といったマーケティングなどの出口戦略、付加価値創出と関連づけられる技術等の成果が結びつくのかどうかについても十分に関連性を整理したうえで調査研究計画書に記載されることが望ましい。

② 調査研究の意思決定

調査研究のテーマを課題化する場合において、現状ではその意思決定方法が明確化されていないため、どのように組織として課題化の検討を行うて意思決定をしたかどうかが明確でない状況である。よって調査研究を課題化する意思決定プロセスについても明確化したうえで運用することが必要である。【意見2-11】

③ 調査研究に配分する時間管理

各研究員が調査研究のために配分すべき時間や努力（エフォート）について、組織として予定している範囲内で実施されているかどうかの現状把握・現状分析ができていないため、一定の時間管理等の方法を構築して調査研究の配分割合を裏証できる体制にすることが望ましい。【意見2-12】

各研究員が調査研究のために配分すべき時間や努力（エフォート）として、全体のうち10分の1以下とするという目安をもつて取り組んでいるが、現状では前述したとおり研究員の時間管理（エフォートコントロール）を行っていないため、業務パフォーマンス分析は現実的に行なえておらず、本来にその範囲で調査研究が行われているかどうかの現状把握・現状分析ができていない。

調査研究の全体に占めるエフォート率を示しているのは、組織としてより重要な研究として位置づけられる経営研究・委託研究・共同研究に対して適切にエネルギーを分配する必要があるためでもあるが、研究員の実際の稼働時間を一定の方法によって把握できなければ明示した方針も計画や予定に基づく期待レベルにしか適

きず、その期待レベルで本当に研究が実施されたどうかを客観的に説明できない状況にある。

したがって、業務管理やコスト管理の項目において前述した時間管理等の一定の方法を構築して運用し実績評価することで、調査研究のために配分されたエフォートを現状把握・分析し、組織としての研究マネジメントを合理的に実施することが望ましい。

(4) 委託研究について

① 「研究委託申請書」に記載される委託料に関する要領の改定

産業科学技術センターに提出される「研究委託申請書」に記載される委託料の金額は、同センターとして意思決定された金額にはなっていないため、委託企業からの見積依頼を受け、同センターとして決定した見積金額を委託企業に提示した上で、「研究委託申請書」が提出されるように要領を改定すべきと考える。【意見2-13】

現状のルール（大分県産業科学技術センター受託研究実施要領）では、産業科学技術センターに研究を委託しようとするものは「研究委託申請書」を提出する必要がある。この申請書に委託研究を行うための費用（＝「委託料」）を記載する必要があり、実際の申請書においても「委託料」の記載が行われていた。

これは、同センターが事前に企業訪問や相談を行っていることから、研究に要すると想定される見積費用を各研究員が算出し、委託企業に提示している金額であるが、同センターとして意思決定された金額にはなっていない。同センター（組織）として決裁（意思決定）されていない金額を委託企業に対して自由に提示できることは、組織としての統制が効いていない状況である。

委託企業からの見積依頼を受け、同センターとして決定した見積金額を委託企業に提示した上で、「研究委託申請書」が提出されるように要領を改定すべきと考える。

② 研究委託元企業からの消耗品等の購入について

基本的には委託元から消耗品等を購入すべきではないと考えるが、やむをえず委託元から消耗品等を購入する場合には、一般の取引条件と同様の価格水準であるかどうかを十分に検討し、文書化することが望ましい。【意見2-14】

「標準磁界・磁束発生装置の数値解析と均一磁界の測定」テーマにおいて、研究委託元の企業から消耗品等が購入されていた。この消耗品等のセンターで発生する必要経費は委託研究費として委託元から徴収されるが、取引価格の妥当性については慎重に検討されるべきである。なぜならば、当該コストを含めて委託元は総コストを試算しており、補助金を得ているためである。

基本的には委託元から消耗品等を購入するべきではないと考えるが、やむをえず委託元から消耗品等を購入する場合には、一般の取引条件と同様の価格水準であるかどうかを十分に検討し、文書化することが望ましい。

③ 研究委託契約書に記載する研究目的の詳細な記載

研究目的に含まれる内容を明確にするため、「研究委託契約書」等に研究内容を詳細に記載することが望ましい。【意見2-15】

「電磁応用技術に関する研究」テーマにおいて、委託先から徴収するコストの内訳に、ISO/IEC17025 入門：認定・準備コース受講料(37,800円)が含まれていたが、「研究委託契約書」を閲覧したところ、当該費用が委託研究の内容に含まれているかどうか明確ではなかった。

センター側では、共同研究を行っている民間企業は公設機関で測定をしたい意向が強いと考慮しており、ISO/IEC17025 のような国際標準規格を有している機関を目指している。このため、ISO/IEC17025 入門：認定・準備コース受講料も当然に本件の委託内容に含まれると解している。

しかし、「研究委託契約書」等に明確な記載がない以上、研究目的に含まれていないと主張されてしまうと対抗できないため、今後は「研究委託契約書」等に研究内容を詳細に記載することが望ましい。

(5) 共同研究について

① 企業ニーズ共同研究申請時のセンター長に対する事前レクについて

研究を実施するうえでの参考にするためにセンター長に対する事前レクチャー(以下「事前レク」)の内容等について適切に記録を残す必要がある。また、「研究評価委員会における新評価基準」に規定されている事前レクの内容を定義づけるとともに、事前レクの実施内容等の記録方法についても明確化することが望ましい。

【意見2-16】

共同研究テーマ「低温型竹製クーリングタワー開発に向けた実機性能検証」において、共同研究の相手先企業とは過年度に「竹製温泉冷却装置」を共同開発した経緯がある。この日常のやり取りの中で研究員とセンター長との間で口頭ベースによるレクチャーが行われており、企業ニーズ共同研究申請の決裁を受けた上で(平成26年9月8日)、契約書を締結(同年9月11日)している。その後、同年9月24日に詳細レクチャーも実施されている。

これは、「研究評価委員会における新評価基準」(平成26年3月25日)における共同研究の実施判断で要求されている「センター長は、事前レクの内容等を基に最終的な扱いを決定する」というルールに従ったものであるが、口頭でのレクチャーの実施内容やセンター長からの気付き・指示事項等の記録が残されていない。

今後は、研究を実施するうえでの参考にするために、センター長に対する事前レクの内容等について適切に記録を残す必要がある。

なお、本件においてはセンター長へのレクが2回行われており、事前レクの定義が不明確である。「研究評価委員会における新評価基準」に規定されている事前レクの内容を定義づけるとともに、事前レクの実施内容等の記録方法についても明確化することが望ましい。

② 無線体温温センサーの開発

「無線体温温センサーの開発」は企業ニーズによる研究であり、緊急の案件ではなかったことから、技術調査報告書の作成からセンター長へのレクが1ヶ月弱も空いていた。他の共同研究案件の対応スピードと比較して相対的に遅いと考えられる。この点につき、センター側の年度初めが多忙であったことやセンター長の不在という要因は一定の理解はできるものの、より機動的な(迅速な)対応が望まれる。【意見2-17】

3.2 収納事務

(1) 特許権許諾料収入について

① 実施許諾のある産業財産権の状況(平成27年3月31日現在)

NO	発明等の名称	出願年月	登録番号(出願番号)	実施許諾先	初回契約年月
1	樹皮と糞からなる油吸着材	11. 2	3697468	ぶんご有機肥料	12. 12
2	魚醬油	13. 12	3598093	まるはら	14. 2
3	魚介類を主原料とする醬油様調味料の製造方法	13. 12	3598094	まるはら	14. 2
4	樹皮油吸着材の処理方法	15. 3	3858071	山陽チップ工業	23. 6
5	電子フアール関連強度自動算出プログラム	17. 3	3806820	ザイナス	17. 12
6	温泉冷却装置(実用新案権)	17. 4	3112971	ユーネット	17. 7
7	分換子知通報システム	18. 4	3938786	リモート	19. 9
8	電子フアール関連強度自動算出プログラム	19. 2	4452866	ザイナス	21. 3

9	スケジュール付着抑制方法及びこれに用いる硫黄含有材料	20.7	5309390	不二コンクリート工業（佐賀県）	25.7
10	青果物の鮮度保持方法、青果物包装品、青果物包装方法、包装機、包装システム及び青果物用包装資材	24.10	(2012-226752)	大森機械工業（埼玉県）	25.7

② 特許権許諾料収入内容の確認

特許権等の実施状況報告書における製品の販売状況等について、報告内容の正確性を確認するための方法を検討することが望まれる。【意見2-18】

「大分県産業科学技術センターに係る特許等の実施許諾要領第10条」に基づき、実施許諾先から実施状況報告書及び販売状況報告書を提出させているが、仮に実施許諾先が虚偽や誤りの報告をしても発見することはできず、実施許諾料収入が過小となる可能性がある。

したがって、虚偽や誤り等の異常な報告を発見するために、実施許諾先の売上明細等を入力するなど、報告内容の正確性を担保するための一定の方法を検討することが望まれる。

③ 知的財産権の海外出願を想定した対応

知的財産権を海外出願した場合において、海外企業等と実施許諾契約を締結する場合の実施料率は高く設定されることが必要と思われるので、海外出願の必要性が生じた時に迅速に対応できるようにするため、実施料算定基準に海外出願の場合の実施料率等を事前に定めおくことが望ましい。【意見2-19】

当センターでは後述のとおり、世界的な中核能力と位置づけられる電磁気事業の推進を図るため「電磁気応用技術センター」を設立し、今後も磁気特性の測定技術や加工・組立技術などを中心に先端的な研究開発を戦略的に推進していくこととしている。このような国際的にコアで先進的な取組みによって取得された知的財産権の活用を図っていく場合、外国企業等と実施許諾契約を締結し、事業化による付加価値の創出を図っていくことも十分想定される。

実際「大分県産業科学技術センター パテントポリシー」の「6. 戦略的特許取得（6）外国出願の推進」の項に記載のとおり、必要に応じて海外出願も検討することとしているが、実施料算定基準にはどのような実施料率の方針等によるかは具体的に明記されていない。

今後、産総研や経済産業省等と十分に連携し、技術等の発明を国際的にも保護していく必要性が生じる可能性も考えられることから、知的財産権の出願登録にかかるとコストも合わせて考えると、海外出願した場合において、海外企業等と実施許諾契約を締結する場合の

約を締結する場合の実施料率は国内よりも高く設定されることが必要と思われる。このような事例が生じた際に迅速に対応できるようにするため、国や産総研と十分に協議を行ったうえで、予め実施料算定基準に海外出願の場合の実施料率等を事前に定めおくことが望ましい。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
46	県有の知的財産権は県内の事業者のために利用されることが前提であり、研究に着手する前に県内での実施可能性を十分に検討する必要があるが、その後の環境変化によって県内での実施が見込まれない知的財産権が生じることも考えられる。また、実施先が県外の事業者であった場合には県にとっても利益となる。	（当該措置状況は明らかでない。）	「大分県産業科学技術センター」に係る特許等の実施許諾要領において、実施に関しては可能な限り県内企業を優先している。県外企業への実施許諾については、制限を設けていないが、実施料の算定においては、県内企業との差別化を図るため、県内企業は基準率の減額として行っている。研究の中止については、研究進捗報告会（10月）及び研究評価委員会中間評価（3月）において検討する。

④ 実施料率の固定的運用

実施料算定基準において、実施価値によって料率が変動する規定があるものの、実際の実施許諾契約においては、各項目における標準的な料率しか適用したことはないため、今後は知的財産権の内容に応じ、実施価値等の見極めや相手先との交渉を必ず締約前に行うとともに、どのような場合に実施料率を変えるべきかどうかについて定義を整理する必要がある。【意見2-20】

実施料算定基準（別表第4条関係）の基準率において、実施価値が「高いもの」「通常なもの」「低いもの」が定められているが、その定義はあいまいであり、実際の実施許諾契約では実施価値が「通常なもの」で、かつ販売価格を基礎とする場合の「3%」で全て契約されている。また、「ウ、増減率」または「エ、開拓率」にも内容によって料率を変動させることができるが、同様に実施料率を増減させて契約した事例は存在しない。

確かに実施価値の高低などを実施許諾締結前に経済合理的な予測を行うことは困難なことでも理解できる。しかしこのような状況では、算定基準の料率にランク分けされている規定趣旨が減殺され、画一的に標準料率で締約するのが慣例となっているのであれば、締約前において実施価値等の見極めを真剣に行って、できるだけ高い料率で

締約できないかどうかといった判定プロセスや相手方との交渉努力に対する甘さが生じることにもなりかねない。

したがって、実施価値の高いものや広範な開拓が見込まれるケースにおいて実施料収入の拡大につながるよう、できるだけ実施価値等の見極めと相手先との交渉を必ず締約前に行うとともに、どのような場合に実施料率を変えるべきかどうかについて、現在曖昧になっている定義を再整理する必要がある。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
46	知的財産権の実施料(ライセンス料)については各試験研究機関の取扱要領において一定の条件のもと減額できる旨の規定が設けられている。広く県内の事業者の利用を促すために使用料の減額あるいは無償実施を行なうケースも想定されるが、公平性の観点から実施料の減額及び無償実施を認める場合を事前に整理しておく必要がある。		「大分県産業科学技術センター」に係る特許等の実施許諾要領)において、実施に関しては可能な限り県内企業を優先するとしている。県外企業への実施許諾については、制限を設けていないが、実施料の算定においては、県内企業との差別化を図るため、県内企業は基準率の減額を行うことで優遇性を確保することとしている。
47			なお、当センターにおいては、無償実施は想定していない。

(2) 機械器具貸付料の積算方法について

機械器具貸付料の算定について、機器使用に伴う保守費用や校正費用が含まれていないことから、適切な原価計算による料金算定の方法を検討する必要がある。【意見2-21】

貸付料を算定する機械器具貸付料算定基礎調査では、光熱水費(電気、ガス、水道)、機械器具の減価償却費及び消耗品費は積算に含めることとなっているものの、機器使用に伴う保守費用や校正費用は考慮する形式となっていない。そのため、機器の維持費を含めた経費に対応した収入を得ることができていない。

したがって、機器の維持費を含めた経費を把握し、経済性を考慮した貸付料算定の方法を検討する必要がある。

(3) 現金出納管理

現金及び釣銭資金の管理について、日々の現金出納表や釣銭資金整理簿と現金の実際有高を照合していることの証拠を残すことが望まれる。【意見2-22】

現金管理については、現金の受入れまたは払出しのつど現金出納表に記載し、その出納を明らかにしなければならぬ(会計規則第100条)とし、釣銭資金については、釣銭資金整理簿を備え、釣銭資金の交付を受けたとき及び返納したとき並びに出納員または金銭出納員が交替したときに記録整理し、毎月末に釣銭資金の有高について所屬長の確認を受けなければならない(釣銭資金取扱要綱第9条第2項)とされ、現金

等の保管について合規性に問題はないものの、日々の現金実際有高と現金出納表等との照合についての証拠が残されていない。

現金は不正や誤謬が発生しやすい性質であることから、日々の帳簿残高と実際有高を照合した結果として金種表等を利用し、証拠を残しておくことが望まれる。

3.3 支出事務

(1) 見積り合わせの実施について

修繕費に関し、過年度から大分県唯一の代理店であることのみを理由として、メーカーの特定の代理店1社からの見積りのみで随意契約を行っていた。しかし、他にも代理店がある可能性もあり、当該可能性を確認のうえ、見積り及び入札を行うことが望まれる。【意見2-23】

(2) ソフトウェアの取得時における処理と管理方法について

ソフトウェアは設備投資の一環として捉えるべきであることから、その性質上機器や備品に準じた取扱いにより公有財産として資産管理することが望ましい。【意見2-24】

ソフトウェアの購入費については、会計事務処理上すべて使用料及び賃借料として計上されており、備品として公有財産管理を行う備品購入費で処理されていない。購入したソフトウェアについては利用期間の制限もなく、購入後数年にわたり業務に用いられることから資産性があると考えられるため、資産台帳で管理することが望ましい。

なお、当センターにおいては、大分県で作成した平成26年度大分県監査調査内において設備投資に該当するため取得資産として集計されており、またセンター独自の資産管理簿を作成して同様に資産として取り扱っている。このセンターにとどまらず、県全体における方針としてソフトウェアの購入も設備投資に該当するものとして備品管理対象とする等、備品に準じた取扱いにより公有財産として資産管理することが望ましい。

(3) センター敷地内にあるグラウンド及びびテニスコートについて

センター敷地内にあるグラウンド(センター管轄)やテニスコート(人事課管轄)について、管理費用がかかっていることを鑑みると、有効活用できる方法を検討していくことが望ましい。【意見2-25】

グラウンドは主に一部の地元小学生スポーツクラブが閉庁日に限り使用している。またテニスコートは、センター職員(昼休み時)と県庁テニスクラブ(閉庁日)のみの利用となっている。また、使用料は徴収せず、使用に当たっては、使用者が全責任を負うこととしている。これはもともと一般住民の利用を前提に整備された

施設ではなく未整備箇所が多いため安全面で問題があると判断しているためである。

確かに、不特定多数の一般住民に開放する場合には、事故防止等の安全対策や、維持・管理面での整備が十分である必要があり、また、新たに安全確保のためには予算が必要であるが、現状それを確保するのは難しい。さらに使用料を取るとそれ相応の管理が必要となるため、人員の確保等も必要となる。

しかしグラウンドの除草作業等のために年間 10 万円近くかかっていることを考えると、一部の者のみの利用ではなく、安全性を確保できるような利用方法（たとえば地域の行事等）により、有効活用できる方法を考えることが望ましい。

また、県の方針において一般開放はしない方針となっているため、県として方針を打ち出すことも必要であると考ええる。

3.4 委託契約事務

(1) 高速液体クロマトグラフ質量分析装置定期保守点検作業報告書

保守作業の作業結果報告について契約書添付の書式が使われていなかった。

【意見 2-261】

先方都合で書式が変わったという理由はあるものの、先方提出の書式では、契約時に委託した作業内容が網羅されているかがわからない。対価を支払って業務を委託しているからには、契約書記載の作業内容が実施されているかを、網羅的に確認する必要がある。

したがって、添付の書式を使わない場合でも契約書記載の作業内容が網羅的に行われていることが確認できるように文書化しておくことが望ましい。

3.5 財産の管理事務

(1) 備品管理について

① 備品管理システム上で取得価額 57 百万円の機器が登録されていたが、外観では 57 百万円もする機器には見えなかったため担当者に確認したところ、正しい取得価額は 5 百 70 万円であり、1 桁誤ってシステムに登録されていた。

誤入力の原因は、担当者がシステム入力の際に金額を 1 桁誤って入力したことによるものであるが、入力後のチェック漏れがあるなど備品管理システムに入力する項目の正確性が担保されていない。

そこで、備品管理システム上の金額等について大きな誤りがないかどうかも、具体的に確認する必要がある。さらに今後は、取得等の際におけるシステム入力時において入力内容を確認する手続を徹底する必要があると考ええる。

【意見 2-271】

② 備品の定期的な現物確認が実施されていない。【意見 2-281】

備品は県民共有の財産であり、適切な管理を行うことが必要である。当センターには 3,000 点余りの膨大な備品があり、現物確認を実施するのは努力を要する。しかし数量が膨大であるがゆえ紛失や流用、盗難がないかどうか適切な管理が求められる。

現物確認の実施方法は、負荷を踏まえた工夫が考えられる。例えば、一定の保管場所別のまとまりで備品一覧を出力し、場所別のローテーションにより順次現物確認を年度ごとに網羅するように実施するといった方法がある。その際には備品の保管場所を把握している各担当者が現物確認を行い、その結果について管理担当者がサンプルチェックを行うことで作業の効率化を図ることができると考える。

なお、現物確認の方法は、用度管財課と各試験研究機関とが連携して効果的に実施することが望まれる。また、人的な制約もあるため効率的な方法を確立することが望まれる。

(上記意見に関連した平成 16 年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P 平成 16 年度報告書の結果及び意見の概要	平成 16 年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
各試験研究機関間の物品の管理において、備品表示票が貼付されていない等、現物の管理に不備が多く見られた。また、既に使用できなくなった物品が、処分費用等の問題で廃棄処分されずに残されているケースも見られた。	物品の管理においては、台帳を整備するだけでなく、現物の棚卸や物品の状態確認を定期的に行なう必要がある。また、廃棄処分すべき物品を保管することは、管理上問題があり、また、いつか発生する処分費用を先送りすることにもなりかねないため、速やかに廃棄を行なう必要がある。	物品管理に関する県の制度上、定期的な実地棚卸は実施されていない（上記意見参照）。

(2) 知的財産権の処分等に関する方針の明確化

権利の売却や放棄等については、運用上案件が発生した際に個別対応をしているのが現状であることから、包括的な判定プロセスを可視化するためにも、今後はそれらの考え方について、パナソニックに明文化または処分に関する方針・規程の新設について検討を進めていくことが望ましい。【意見 2-291】

(上記意見に関連した平成 16 年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P 平成 16 年度報告書の結果及び意見の概要	平成 16 年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
各試験研究機関間の取扱要領では知的財産権を売却するケースは想定していない。しかし、場合によっては権利そのものを売	一定期間、実施許諾のない知的財産権については、コストを削減して権利放棄（消滅）を積極的に検討する必要があると考	

<p>却することが適当なケースも考えられるため、権利の売却を認める場合の価額算定等についても事前に整理しておく必要がある。また、一定期間、実施許諾のない知的財産権については維持コストを考慮して権利を消滅させることを検討する必要もあるが、消滅させるべきか否かについて判断に迷うことも想定されることから、事前に消滅の基準を整理しておく必要がある。</p>	<p>平成16年度にパテントポリシーを策定し、セクターの特性戦略委員会、指議事項の見直しを行う予定である。</p>	<p>えており、今後、基準の設定を検討する。放棄する前には、企業又は発明者の売却を検討する必要もあると考えられているが、この場合の売却価額は、それまでの権利の維持に要した費用が基礎になると考えられる。ただし、「一定期間実施許諾がない場合」以外の理由による売却は、売却価額の算定が極めて困難と考えられるため、現在のところ策定していない。</p> <p>共同研究の結果として得られた技術上の成果に関する発明等において、県に属した特許権等については、共同研究を行った企業に対して優先実施を認める旨を、共同研究契約書に明記している。また、取得した特許権等は毎年更新手続を行うことを原則としている。更新手続を行う前には、これまでの実施状況や今後の見通し等を総合的に勘案して更新の是非を検討し、場合によっては権利の放棄等の判断を行っている。なお、県内に成果移転先がない場合は、県外企業への実施許諾の可能性も検討している。ただし、権利の売却や放棄等の処分に関しては、その方針等をパテントポリシーに明記されていない。</p>
<p>89</p>		

3.6 毒物及び劇物等の管理事務

(1) 長期未使用の毒劇物の取扱いについて

一部毒劇物に関し、平成22年4月1日（新規帳簿移行日付）以降、5年超利用状況のない毒劇物が見受けられた。紛失や盗難のリスクを軽減するために、長期間動きがなく、今後も利用目的が明確でない毒劇物は、廃棄する等が検討することが望まれる。【意見2-30】

(2) 残量に差異がある場合の取扱いについて

前回の監査における状況のように現状で残量の違算は発見されていないが、使用簿と実際の残量とに違算が生じた場合、違算の重要性の程度によっては徹底的な原因究明を行う必要があることから、その試験試薬等の質的量的な重要性に応じて、一定以上の差異については、記録簿の記載漏れ、揮発による減損、盗難などの原因究明をすべき重要性の判断基準を設定することも一案である。【意見2-31】

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P 平成16年度報告書の結果及び 意見の概要	平成16年度報告書の結果及び 意見に対する県の措置状況 (当該措置状況は明らかでない。)	現在の対応状況
<p>各試験研究機関の試験試薬の管理において、使用簿と実際の残量が一致していない等の不備が多く見られた。 残量の差異はいずれも使用中（開封後）の試薬に属するものであり、使用量の誤記入および誤計算、開封による揮発や水分の吸収等が原因と考えられる。1件あたり20グラム〜100グラムであるが、試験試薬については、より精度の高い管理を行う必要がある。例えば、各試験研究機関が管理状況を定期的に点検し、その結果を所管課に報告する等の管理体制の強化が必要である。</p>		<p>2か月に1回使用後の残量を確認し、毎月末に本数の確認をしている。</p>

3.7 情報セキュリティ

(1) 情報資産の管理・貸出機器

産業科学技術センターに設置されている各施設の研究用貸出機器に関して、利用後に研究用機器と連携しているパソコンに保存されているデータの保存や消去を含めた取扱いが明確にされていないため、早急に貸出機器に係る情報の取扱いを検討し、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」(平成24年2月施行)等に反映・改正したうえで周知徹底を図ることが必要と考える。【意見2-32】

産業科学技術センターは、「おおいた産業活力創造戦略」に基づき県内企業を技術的に支援する県内唯一の工業系公設試験研究機関として、重要な役割を担っている。新産業の創出に向けた成果の移転と実用化・事業化に至る各段階における支援を行うこと等により、知的財産権が生み出されるケースも少なくない。

産業科学技術センターに設置されている各施設の研究用貸出機器に関して、利用後に研究用機器と連携しているパソコンに保存されているデータの保存や消去を含めた取扱いが明確にされていない。このため、貸出機器の一部には、過去の機器利用者の各種データ等が保存されているケースがある。

このように機器利用者の各種データを第三者に見られるような状況は、研究データの秘密保持や情報セキュリティの観点から望ましくないとはいえる。

よって、早急に貸出機器に係る情報の取扱いを検討し、「大分県情報セキュリティ基本方針に関する規程」(平成24年2月施行)等に反映・改正したうえで周知徹底を図ることが必要と考える。

(2) 外部への情報資産の持出を防止する仕組み

研究開発は企画連携担当で出力されており（決裁を得る関係上、出力せざるをえない）、ファイリングされて、企画連携担当のサーバネットワークに保管されているが、特に施錠できるようなサーバネットワークにはなっていない。

保管スペースの関係上、施錠が可能なサーバネットワークに保管されていないが、情報資産の厳格な管理のためには、少なくとも夜間や執務スペースの不在時には、鍵付のサーバネットワーク等への保管が望ましい。【意見2-33】

(3) 情報セキュリティに関する研修

産業科学技術センターでは、情報資産の取扱いが重要であるため、情報セキュリティに関連の研修の定期的な開催やE-ラーニングの導入等、職員に対する教育研修が必要と考える。【意見2-34】

職場研修は毎年開催されているが、公務員倫理、健康管理、人権問題・同和問題、メンタルヘルズといったメニューで実施されており、情報セキュリティを取り入れた研修の実績はなかった（少なくとも平成23年度以降の開催実績なし）。

なお、当センター内の情報化推進委員会（7月開催）で、E-ラーニング（公的機関の情報セキュリティのトレーニング教材の活用）等の取組みについて検討をしているとのことであった。

産業科学技術センターでは、情報資産の取扱いが重要であるため、情報セキュリティ関連の研修の定期的な開催やE-ラーニングの導入等、職員に対する教育研修が必要と考える。

上記のほか、3センター共通の情報セキュリティに関する事項については、「第3部 大分県の試験研究機関全体に共通する監査結果及び意見 第8. 情報セキュリティマネジメント」を参照されたい。

3.8 その他

(1) 相談件数等のシステム登録

産業科学技術センターの業務概要（平成27年度）に記載される指導相談件数のシステム登録に関する登録内容の実在性や正確性を担保するため、システム上チェック機能を追加する、上席者の承認を得る、といった統制手続を整備することが望まれる。【意見2-35】

産業科学技術センターの業務概要（平成27年度）に記載される指導相談件数は、ORIENT（情報ネットワーク）のVBA業務処理画面にて、担当者が入力を行った結果である。しかしながら、当該件数は、担当者が入力するのみで、上席者の承認手続がなく、登録内容の実在性や正確性の担保がない。

中期業務計画では、技術相談件数等のKPIが設定されており、実績が業務概要等で公表されることになる。しかし、このように登録内容の実在性や正確性が担当

者のみに依存している状況では、担当者のミス等による誤入力の可能性があり、件数等の信頼性が十分に担保できない。

したがって、登録内容について、システム上チェック機能を追加する、上席者の承認を得る、といった統制手続を整備することが望まれる。

(2) 磁気特性測定に係る国際認証の取得

当センターの世界的な中核能力と位置づけられる電磁力事業の推進による電磁応用関連産業の創出を促進するため、磁気特性測定に係る国際認証ISO/IEC17025の取得に向けた取組みを加速していく必要がある。【意見2-36】

当センターと大分大学と民間企業とが連携する産学官体制で電磁力関係の技術シーズを創出してきており、当該成果の普及や技術移転を図るために、平成25年度に「電磁力応用技術センター」を設立している。今後も磁気特性の測定技術や加工・組立技術などを中心に先端的な研究開発を推進し、その成果を産業振興による価値創出につなげていくこととしている。

この電磁応用関連産業において、国際競争力のある製品創出を図る上で品質保証の国際的証明行為が必要となることから、国際認証ISO/IEC17025の取得を目指すことが平成26年度から平成30年度の5ヵ年における「第3期中期業務計画」に明記されている。

現状では当該認証取得に向けた取組みは「電磁力応用技術に関する研究」の取組みの中で始まったところであり、平成28年度から取組みが本格化し、平成30年度までに認証取得を行う予定となっている。

磁気特性に係る当該国際認証サービスの取得は現在のところ日本で例がなく、今後スピード感を持って取組み、当該品質保証の国際的な証明を行うことで産業推進がより促進され市場価値を高めていくことが期待される。よって、研究テーマにかかわらず、当センターで優先順位の高い事業として予算で手当てして認証取得に向けた取組みを加速させるとともに、提案型受託研究によって外部資金を積極的に取得していく推進体制を整備し、組織的かつスピーディに対応していくことが望まれる。

(3) 財源確保方針の明示

独自財源の確保をどのような方針で実施するのかについて包括的な「基本方針」や中期業務計画における財源確保基本方針などの項で明示することで、財源確保に向けた取組みを組織の共通理解・共通認識のもとに事業として推進し財源確保を達成していくことが必要である。【意見2-37】

特に独自財源の確保のためには、戦略的に創出された技術シーズに基づいて知的財産権の取得を推進しつつ、産業振興につながる技術移転のための受託研究などを通じて、今後より一層積極的に外部資金を獲得していくことが非常に重要である。【意見2-38】

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
28	各試験研究機関が事業の量を維持拡大し、県の産業振興においてこれまで以上に積極的な役割を果たしていくためには独自財源の確保が必要となる。各試験研究機関において独自財源の確保をどのような方針で実施していくのかについて「基本方針」で明確に示す必要がある。また、独自財源の確保に関連して、知的財産権の取得と活用、外部研究資金の活用、手帳料収入等の活用をどのような方針で実施していくのかについても「基本方針」で示す必要がある。	平成16年度報告書(当該措置状況は明らかでない)	財源確保に関しては、「大分県産業科学技術センター」において、研究成果の知財化に伴う実施料収入と、更なる外部資金の獲得により研究資金を生み出すこととしている。

(4) 技術指導等の評価

技術指導等の評価については、機関評価委員会による評価及び「大分県産業科学技術センター技術支援評価実施要領」に基づく内部評価を行っているところであるが、企業満足度調査結果や技術支援業務の検証結果と併せて、次年度への活用とそ

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
33	個別事業評価は研究課題だけでなく、技術指導等のその他の事業についても実施する必要がある。個別事業の評価は、産業振興を目的とする事業であれば産業振興への最終的な効果を重視し、県民の安全・安心や過疎地域の振興を目的とする事業であれば県民生活の向上への効果を重視した評価基準の設定やコメント付けを行なう等、事業の目的に対応した評価方法によって実施する必要がある。	当該措置状況は明らかでない	技術指導・支援に関する利用者への評価については、通常は窓口で実施しているアンケートなど、毎年度末に利用企業アンケートを送付し、回収した結果の満足度や記入された意見などを参考に、次年度の取組みに活用する対応を行っている。

(5) タクシーメーカーの検査について

タクシーメーカー装置検査において、センター内のFR車(後輪駆動車)対応の機材による装置検査が不可能な車両については公道で実測検査を行っていることから、今後、装置検査が不可能な車両が増加していくことを考慮して、検査の方法を再検討する必要がある。【意見2-40】

現在、FF車(前輪駆動車)やハイブリット車などセンター内の機材によるタクシーメーカー装置検査が不可能な車両については、公道での実測検査を実施しているが、公道利用のための手続きが不明確となっている。また、今後、センター内の装置検査が不可能な車両が増加していく可能性が高いと考えられ、センター内での装置検査に比べて公道での実測検査に要する時間と手間がますます増大していくことが想定される。

したがって、公道で実測検査を続ける場合には必要な手続きを明確にしたうえで、センター内での装置検査を可能にする新たな測定機材の導入を含め、今後の検査方法を再検討する必要がある。

(6) 規程類の一覧管理

監査実施時点において、センターで施行されている規則規程類一覧表が作成されていないなかった。センターにおける現行制度を網羅的かつ明瞭に整理し一覧的に表示することで、現行制度の体系的理解や業務引継ぎのみならず、情報検索コストの削減に資すると考えられるため、網羅的に整理したうえで制定改廃時の都度、適時に更新されたい。【意見2-41】

(7) 来所アンケート

現在の来所アンケートには、来所契機の記載欄がない。当センターの存在や行われている事業がどれだけ認知度として定着しているか、どのような媒体による広報が有効か、どのような営業活動が契機となったか、情報発信や事業活動の状況の良否を評価・検証するのに一助となると考えられるため、来所アンケートに来所契機を記載する項目を設けることが望ましい。【意見2-42】

また、毎年センター利用企業などを対象とした「企業満足度調査」を行ったうえでその結果を取りまとめ一定の分析がなされているが、平成26年度分の回収率は38%にとどまっている。回収率の目標を明確にするほか、回収促進のための未回答先へのお問い合わせなどを通じた満足度向上に資する情報の収集と分析促進につなげられたい。【意見2-43】

第3. 農林水産研究指導センター

【1】 農林水産研究指導センター

1. 概要

(1) 所在地

① 所在地

② ホームページアドレス

大分県豊後大野市三重町赤嶺 2328-8
<http://www.pref.oita.jp/soshiki/15082/>

(2) 沿革

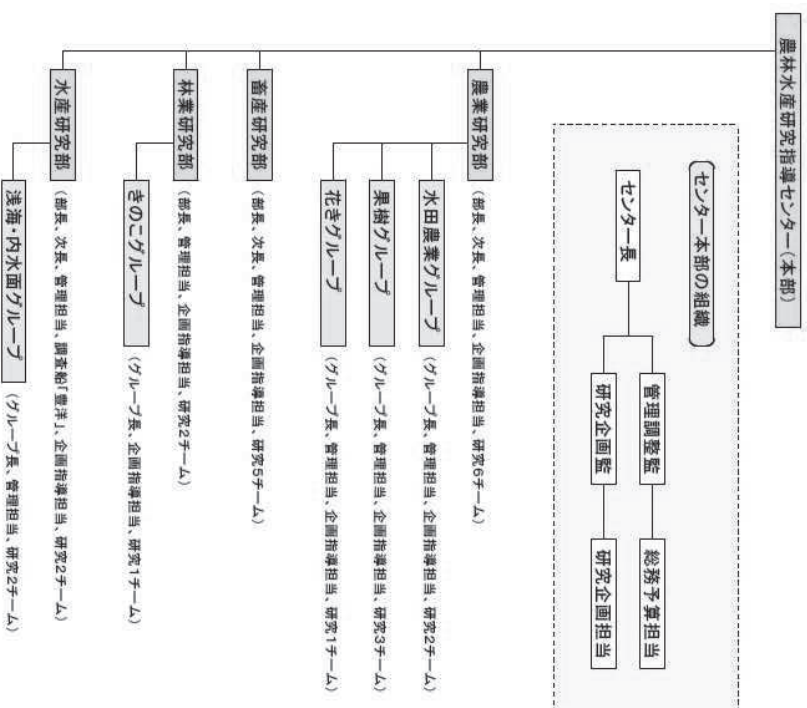
平成 17 年 農業、畜産業、林業、水産業の各試験研究機関を統合し、「大分県農林水産研究センター」を設置
 センター本部を研究普及課（県庁）内に設置

平成 22 年 研究・指導体制を強化し、「大分県農林水産研究指導センター」に再編
 センター本部を豊後大野市三重町（農業研究部棟）に移転

(3) 設置目的、根拠条例等

大分県行政組織規則第 47 条第 1 項の 28 に基づき設置され、「産地間競争に打ち勝ち、もうかる農林水産業」を実現するために、①現場ニーズに応えた研究、②研究のスピード化、③成果の迅速な普及をめざして、研究・指導体制を強化することを目的とする。

(4) 組織図



(5) センター本部の主要な業務

- ① 試験研究機関の子算の総合調整
- ② 研究課題の決定、進行管理
- ③ 共同研究調整、知的財産取得・活用
- ④ 課題評価・成果公表
- ⑤ 研究員の資質向上
- ⑥ 産学官交流・連携促進

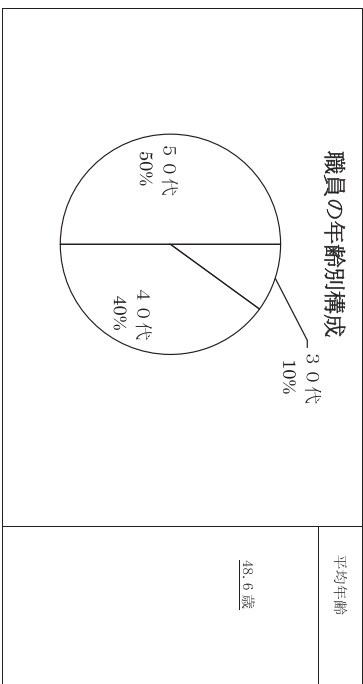
(6) 人員の状況

① 人員の期間推移

(単位：人)

区分	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
事務	4	3	3	3	3
技術	6	6	6	6	6
その他	1	1	1	1	1
合計	11	10	10	10	10

② 職員の年齢別構成及び平均年齢



2. 監査の結果(農林水産研究指導センター全体に共通する事項)

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見(農林水産研究指導センター全体に共通する事項)

3.1 研究開発管理事務

(1) 実施要領や様式の見直し

① 「大分県農林水産部試験研究評価実施要領」等の見直し

農林水産研究指導センター全体に共通する「大分県農林水産部試験研究評価実施要領」「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き(平成26年5月改定)」が業務実態と合っていない、または分かりづらいレベルになっているため、適切に見直すことが必要と考える。【意見3-1】

毎年7月上旬に「試験研究推進本部評価並びに企画評価会議評価(内部評価)」が実施されている。この会議で、評価員からの評価を受けて集計し採択基準に合格した課題について、修正意見等がある場合は必要な修正を行い、外部評価委員会に臨むこととされている。

この外部評価委員会の評価にかける基準は、「大分県農林水産部試験研究評価実施要領」第6条で「別に定める評価基準に基づき、重点的な課題について外部評価委員会の評価を得る」と規定されている。

しかし、実際には、別に定める評価基準として明文化されたものはなく、会議を開催する時間的制約等から、センター長の判断により重要な研究課題についてのみ、外部評価委員会の評価を受けることとされている。このため、「大分県農林水産部試験研究評価実施要領」第6条を業務実態に合わせて改定することが必要と考える。

② 「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」の見直し

現行の「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」においては評価調書の作成時期、承認者等の具体的な規定がなく、各研究部・グループの責任者またはセンター長の承認が必要とされていないため、当該手引きの内容を見直し、承認プロセス等を明らかにするように改定することが望ましい。【意見3-2】

「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き(平成26年5月改定)」において、試験研究課題の選定から決定までの流れが規定されている。この手引きでは、外部評価委員会評価(外部評価)の開催時期は、試験研究推進本部会議等による内部評価会議の前に行うと規定されているように読めるが、実際には内部評価会議の後に実施されている。

果としては、ここで記載されている開催時期は、外部評価専門部会のことを指しているという認識であるが、規定の内容が外部評価委員会の開催時期なのか、外部評価専門部会の開催時期なのか不明確な内容となっているため、改定することが必要と考える。

また、一般的に、試験研究課題は、各生産原課、振興局、県内関係団体、生産者及び消費者等から広くニーズを収集し、要望課題として取りまとめられる(これを要望調査という)。このうえで試験研究課題調整会議を経て研究課題に選定するかどうかの検討(フラッシュアップ)が行われていく。

例えば、農業研究部(三重)における研究課題「製鋼スラグを利用した火山灰土壌(黒ボク土)のリン酸利用率向上技術の開発」は、次世代の新規課題の箱み立てのために、平成24年度予備試験調査費で予算要求(採択決定)された課題であり、要望調査の実施により収集された課題ではない。

このように、研究課題は、要望調査のみで収集されるわけではないため、上記のような予備調査の結果から生じた研究課題の収集ルートについても、「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」に反映させることが望ましい。

③ 緊急事案等に係る具体的な評価手続・様式に関する管理マニュアルの設定

緊急事案等に関する具体的な評価手続や必要な様式を「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」等に反映させることが必要と考える。

【意見 3-3】

研究テーマ『大豆煮汁有効利用技術の開発/大豆煮汁の発酵液から生まれる「牛の活力トリック剤」の開発』は、広く県民からのニーズを収集するための要望調査の手続を必ずセンター長と協議し決定された案件である。

これは緊急事案等の例外的な取扱いと考えられ、手引きにおいて、緊急課題等の5つのケースが規定されている。しかし、これらのケースではセンター長が実施の可否を決定する、とだけ規定されており、具体的な評価手続や必要な様式に関する記載がない。

したがって、このような緊急事案等に関する具体的な評価手続や必要な様式を「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」等に反映させることが必要と考える。

④ 進行管理対象となる研究テーマの判断基準の明確化

試験研究進行管理について、当センター各研究部及びグループでは、研究チーム毎に対象となる重点研究課題を2～3課題程度を選定し、四半期ごとの研究進行管理の報告を行うこととし、進行管理の結果については、センター長による試験研究課題の見直しや研究資源の配分、研究チーム編成の見直し等に反映されることとなる。

しかしながら、研究課題は3か年に亘って実施されるものが多いところ、年度ごとに重点研究課題を選定することから、一度重点課題とされたものが翌年には重点課題とされず、報告対象とならないこともあり、研究期間全体としての進行管理が必要となる。

また、重点研究課題について具体的な判断基準が示されていないことから、予算が多様な研究であるにもかかわらず、センター長による試験研究課題の見直しや研究資源の配分、研究チームの編成の見直し等ができないリスクがあるため、具体的な判断基準を設定することが望まれる。【意見 3-4】

(2) 各研究テーマに関する統合的な管理表（年表）の作成

研究テーマごとに研究着手から研究成果の順末を総合的かつ明瞭にするため、一覧性のある統合的管理表のような形で網羅的に明瞭的管理を行うことが望ましい。

【意見 3-5】

現状においては、年度で断片的に区切られた研究課題一覧はあるものの、過去からの研究課題別の年表が作成されておらず、どの時期（年度）に何の研究課題に取り組んできたのかが一目で判別できるような一覧表が作成されていない。また、研究テーマの着手から研究が終了し、その成果がどのようにそれ以降の技術移転や価値形成に結びついているかといった全てのプロセスを網羅的に記録管理された一覧表は存在しない。

そのため、過去からの研究テーマが時系列的にどのような実績を積み重ねたのか、どのような成果をもたらしたか、その成果がどのような価値を形成したかといった統合的な情報を把握することができず、明瞭性の観点では研究実績等の情報は個々の年度別の簿冊や資料を追っていかないと把握できなかったため、過去に遡及して調べる際も情報の検索コスト等を要することになると思われる。

研究テーマを選定し、研究成果を生み出し、その成果がどのような価値を形成したかどうかについて、時系列的な研究プロセスの年度別といった時点的な情報を明示することで、研究内容が現在どのようなステータス（研究中、研究終了、成果の技術移転、市場価値形成、追跡終了など）にあり、研究内容がどのように新しい研究に応用されたか、技術シーズが形成されたか、研究コストに対する価値の形成状況はどうか、といった情報を統合的に把握することができ、研究テーママネジメントに資すると考えられるため、研究テーマと年度を主な項目軸とし、それに要望課題一覧、事前評価調査、進行管理調査、事後評価調査、普及カード、普及状況調査までの一連の流れを網羅した形で、研究によって形成されたシーズ、新しい研究内容との関連性、コストや形成した市場価値といった定量的な情報をも付加した研究管理一覧表のようなもの作成管理を検討されたい。

(3) 研究成果物等のデータの一元的・体系的な整理

研究プロセスあるいは研究成果物として保有しているドキュメント等のデータはセンター全体としては必ずしも一元的・体系的な整理がなされていない。センターの重要なナレッジとしての資産と位置づけられる研究成果物については、一元的かつインテグレーションや分類されたフォルダなどでの一定の体系的整理を行って、散逸または脱漏することのないように整理することで、研究情報のナレッジマネジメントに活用し、一覧性のある管理により過去情報の検索コスト削減に資するため、成果物等のデータ管理のあり方を再検討されたい。【意見 3-6】

(4) 事前・事後評価調査や進行管理調査の記載方法と運用

① 研究期間の中途における変更時の事前評価調査等の対応

研究期間中途での仕様変更・外部資金追加等の例外的な扱いを規定化し、所定の手続を徹底することが望まれる。また、可能な限り、事前評価調査の変更を行うべきである。【意見 3-7】

研究テーマ『赤潮に強い養殖生産に向けた支援技術開発』において、事前評価調査の計画コスト19,500千円に対して、事後評価調査の事業費（実績）は29,454千円と、実績が大きく上回っている。

これは、平成25年度から外部資金の注入が出来たことによる事業規模の拡大や高感度検出手法の追加に伴う人件費の増加（+4,000千円/年）によるものである。このような研究期間の中途における新たな研究手法の導入や外部資金注入については、センター長に説明し承認を得ているとのことであるが、その証拠が明らかになっていない。今後は、研究期間中途での仕様変更・外部資金追加等の例外的

な扱いを規定化し、所定の手続を徹底することが望まれる。また、可能な限り、事前評価調査の変更を行うべきである。

② 事前評価調査における研究開発効果の記載

事前評価調査や計画書には、研究開発効果として経済効果を記載することになっているが、金額として期待される経済価値が明記されていないケースが散見される。どのような研究成果に対してどのような効果や市場価値を期待できるのかが不明確となるため、原則として経済的な期待値を明記する必要がある。またその経済性プログラムの試算の一定の根拠を添付することが望ましい。【意見3-8】

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
109	生産現場に密着した実用化研究を行う場合は、評価項目として「課題の難化性・新規性・独創性」よりも「目的達成可能性及び成果の普及性」を重視すべきである。また、事前評価において技術移転時の設備投資額や生産コストの試算を厳密に行い、普及機関とも協議のうえ、技術の移転可能性について十分な検討を行なう必要がある。	事前評価で政策的妥当性、試験研究効果、技術達成の可能性などの面から評価し、加えて、目標達成の可能性、技術移転の对象、普及性という視点を加える。	同左(ただし、意見に記載のとおりである)。
110			

③ 事前・事後評価調査における実施体制などの様式変更

実施体制と研究員の年度別エフオーの計画を明示するとともに、事業費の算定額と算定基礎の対応関係をより明瞭化するため、事前評価調査(様式第1号の2)の「実施体制」「従事割合」欄は研究期間全体を年度ごとに区切って記載できるように様式の改定を行うことが望ましい。【意見3-9】

事後評価調査においては事前との対比分析を確実にを行い、重要な異動については必ず事実確認と原因究明の実施を徹底する必要がある。また、その実効性を担保するため、事後評価調査にも事前評価調査と同様の研究の「実施体制」の実績を明記したうえで、「事業費の計画と実績比較における重要な異動」といったコメント欄を創設するように、事後評価調査のフォーマムを見直すことが望ましい。【意見3-10】

④ 進捗管理調査及び事後評価調査における実績やコストの明示

研究推進目標に対する成果を明らかにするため、進捗管理調査及び事後評価調査にはコストや成果の実績等の実績値を明確かつ詳細に記載したうえで、適切な評価を受けるべきである。【意見3-11】

研究テーマ『根深ネギ大規模経営体のための周年安定生産技術の確立』について、研究計画書で記載されている研究推進目標(平成26年度目標)として、収量2.1t/10a(平成21年度実績)から2.3t/10a(平成26年度)産出額34億円(平成21年度実績)から43億円(平成26年度)が掲げられている。

しかし、研究途中の進捗管理調査では、収量については、各収穫開始月(12月中旬・10月中旬)の単収の数量が記載されており、目標対比での実績が明らかにされている。

一方、産出額については、進捗管理調査では集計のタイムシフトの関係上、記載はなかった。

また、事後評価調査において、結果の概要欄には、収量、産出額ともに記載がなく、研究推進目標に対する結果が明らかにされていなかった。

研究推進目標に対する成果を明らかにするため、進捗管理調査及び事後評価調査には実績値を明確に記載したうえで、適切な評価を受けるべきである。

⑤ 研究実施内容等が変更された場合の事後評価調査の記載

事前評価調査に対する結果を報告するのが事後評価調査であるため、実施できなかった場合や実施が遅れている場合等、その旨を事後評価調査にコメントすることが望ましい。【意見3-12】

研究テーマ『パワの新たな冬期栽培管理技術の開発』において「事前評価調査」と「事後評価調査」のスケジュールにおける実施内容に不整合があった。

各研究においては「事前評価調査」と「事後評価調査」が作成されており、その中で実施内容やその実施スケジュールが記載される。当該開発において実施項目「一時休眠作型に適する品種の選定」が「事前評価調査」には記載されているものの、「事後評価調査」には記載されていなかった。

⑥ 進捗管理調査と事後評価調査の記載内容の整合性

数値目標が進捗管理調査と事後評価調査で不整合な記載が見受けられた。【意見3-13】

進捗管理調査は、チーム研究の導入等研究体制の強化を図り、試験研究の計画的な推進や効率的・効果的な取り組み及び研究成果の迅速な普及を促進するために作成される大分県農林水産研究指導センターが作成を義務付ける調査である。

進捗管理は、各研究部・グループにおいて取り組んでいる当該年度の重点研究課題についてのみ実施される。

この目的を遂行するためには、定性的な項目以外に定量的かつ客観的な評価が必要である。数値目標は客観的に評価するためのKPIといえる。研究テーマ『脱暖房新規増シナステムと被覆改善によるハウスミカン栽培技術の確立』において、このKPIが進捗管理調査と事後評価調査で不整合な記載が見受けられた。今回

は単なる記入ミスであり、研究チームの評価上は適切な指標により評価が実施されていた。しかしながら、事後評価調査が研究課題の実施結果である最終成果物（のびとつ）であることを鑑みると、事後評価調査についても各研究部・グループの責任者またはセンター長の承認を受けるべきと考えられる。

⑦ 研究テーマ目標の設定と進捗管理調査における目標達成度の記載

品種開発が目標とされている研究テーマにおいて、交雑個体数を数値目標と設定することが研究目的を達成するための数値目標になりうるか疑問である。また計画の目標数値に実績が満たない状況で目標達成率が100%とされているのは適切とはいえない。【意見3-14】

研究テーマ『フドワ産地再興をかけた特色あるワイン専用品種の開発』は、平成24年度から平成26年度の研究開発課題であり、平成26年度が最終年度である。進捗管理調査で、平成26年度（最終年度）の数値目標として、①平成23年度交雑個体：50、②平成24年度交雑個体：300 というKPIが掲げられている。

平成26年度実績は、①平成23年度交雑個体：52、②平成24年度交雑個体：237（事後評価調査では253）と記載されており、目標達成率は100%と記載されている。ワインに合うオリジナル品種の開発が目標であり、必ずしも交雑個体を多く育成すれば良いというものでもない。しかしながら、次期計画（平成27年度から平成29年度まで）では、交雑個体500個の育成が目標に掲げられており、平成26年度の実績として目標数300個に満たない中、100%評価が正しかったのかどうか疑問が残る。また、数値目標を達成していない以上、なぜ研究成果として100%といえるのかを十分に説明・文書化しておくべきと考える。

(5) 事前・事後評価調査の記載方法とコスト分析

① 事後評価調査における研究課題別のコストの把握

研究課題別に事業費を詳細に把握できるようにするため、表計算ソフト等を用いてコストを集計し、予算と実績を比較することが必要である。【意見3-15】

事後評価調査において、課題への取組実績と事業費の記載が行われており、研究期間である平成24年度から平成26年度までの各年度の事業費（予算額）の内訳が明示されているが、各年度の予算額に対する費目ごとのコスト実績額が研究課題別に把握されていないかった。

これでは、研究課題選定の際の判断指標の1つである研究コストの把握及び研究成果との比較ができないため、研究課題の有効性や効率性を測ることができない。また、当初の予算要求の見積りの精度が把握できなかったため、次年度以降の新規課題として取り上げる場合、予算の見積りの正確性が判断できない。今後は、研究課題別に事業費（需用費・施設整備費・資金等）を把握できるように、表計算ソフト等を用いてコストを集計し、予算と実績を比較することが必要と考える。

② 研究実施体制と研究員のエフオーの明示による研究コストの明確化

実施体制と研究員の年度別エフオーの計画を明示するとともに、事業費の算定額と算定基礎の対応関係をより明確化されたい。【意見3-16】

研究テーマ『土地利用型作物の超低コスト栽培法の開発』について、水稻乾田直播栽培を基軸とした土地利用型作物の超低コスト栽培法の開発に係る事前評価調査について、事業費のうち職員人件費欄が、上部の実施体制に基づく積上げ金額と不一致になっている。研究期間3カ年における総額は、各年毎に研究員の実施体制と従事割合が異なっていると推定されるが、現在の事前評価調査の様式では、年度毎の実施体制や従事割合を明示できる様式となっていないため、積上げコストが不明確となってしまう。

よって、【意見3-9】に記載した様式の改定が行われることを前提として、実施体制と研究員の年度別エフオーの計画を明示するとともに、事業費の算定額と算定基礎の対応関係をより明確化するよう努められたい。

③ 事後評価調査における研究コスト及び最終到達目標に対する達成度の明確化

事後評価調査に各開発にかかった費用等の実績の集計がなされていなかった。センターでは事後評価調査において水道光熱費等各研究に振り分ける基準がなく公平な集計ができないと考えることから費用の実績集計を行っていない。しかし、予算を立てたのであればその結果実績としてどの程度の費用がかかったのが、その研究を評価する上でも重要であるため、センター内で一定の基準を設けて実績の集計を行い、予算と実績の比較をすることが望ましい。【意見3-17】

研究結果が最終到達目標に照らして十分であったかどうかを判断するための一定の目安になることから、事後評価調査において、最終到達目標に対してその成果がどうであったかを十分に検討した上で、適切な記載を行うべきである。【意見3-18】

(ア) 研究テーマ『「豊味(うまい)の証」豊後牛肉生産技術の確立』において、事前評価調査上の研究の要約や最終到達目標に対する結果が、事後評価調査に十分かつ詳細に記載されていない。

研究成果が最終到達目標に照らして十分であったかどうか、順調に進捗しているかどうかを判断するための一定の目安になることから、事後評価調査においては、その成果や進捗状況を具体的な数値等を用いて十分かつ適切な記載を行うべきである。

(イ) 研究テーマ『もうかる高品質牛肉生産技術の確立/とよのくに一本化体系における「縮まり」の改善方法の検討』において、事前評価調査に記載された事業費が、職員人件費のみとなっていた。需用費、施設整備費（備品を含む）がそれぞれ見込まれていたにもかかわらず、調査上に記載されないうまま、事前評価調査が決定されたことになる。

また、事後評価調査において、自家消費されたことにより実際には発生しなかった施設整備費(備品を含む)1,400千円が事業費(決算額)として記載されており、事前評価調査及び事後評価調査のいずれも実態と合っていない。

誤った内容の評価調査に基づいて組織の意思決定をしたことになるため、事前評価調査及び事後評価調査ともに、正確な記載を行うよう留意されたい。

④ 事後評価における詳細なコスト分析

事後評価調査において、研究課題選定の際の判断指標の1つである研究コストの把握及び研究成果との比較を行うため、研究課題別に事業費(需用費・施設整備費・賃金等)を把握できるように、表計算ソフト等を用いてコストを集計し、予算と実績を比較することが必要と考える。【意見3-19】

事前評価において明記された実施体制とそれに基づく職員人件費予算に対し、事後評価における実施体制が十分に明記されておらず、かつ事後の人件費実績の記載が事前の10%未満と記載されている事例があるが、明らかな記載ミスであるところ組織としてその点が見落とされてしまっている。事後においては事前との対比分析を確実に、重要な異動については必ず事実確認と原因究明の実施を徹底する必要がある。【意見3-20】

(ア) 研究テーマ『産地探明(OPU)及び雌選別精液を用いた体外受精(IVF)による効率的な泌乳牛生産方法の確立』において、事後評価調査に記載されている事業費(実績)は、ホルモソノ剤等他事業と共用で使用されたものが大半であるため、当研究テーマにかかった原価が正確に集計されたものではない。

したがって、研究課題選定の際の判断指標の1つである研究コストの把握及び研究成果との比較ができないため、研究課題の有効性や効率性を測ることができない。また、当初の予算要求の見積額の精度が把握できないため、次年度以降の新規課題として取り上げる場合、予算の見積の正確性が判断できない。

今後は、研究課題別に事業費(需用費・施設整備費・賃金等)を把握できるように、表計算ソフト等を用いてコストを集計し、予算と実績を比較することが必要と考える。

(イ) 研究テーマ『養殖ヒジキの品質向上と養殖用種苗供給技術の確立』において、事前評価調査上の当初計画の3年間の職員人件費総額(24,000千円)と比べて、実績の職員人件費総額は1,800千円(単年600千円)と記載されている。また、事前評価調査記載の実施体制は研究員2名となっているが、事後評価調査記載の担当者には主担当のみを記載している。この点につき確認したところ、事後の各年度における職員人件費600千円との記載は6,000千円の記載ミスであったものと同っており、実際の担当者は実施体制どおり2名で、そのエフオーも含めて計画に対する重要な異動はなかったようである。

事後評価調査作成時には、事前評価調査作成時点での想定コスト(事業費)と実績コスト(事業費)との比較・分析を行う必要がある。特に大きく変動のある

項目については、その事実確認と原因究明を行って、その内容を事後評価調査に記載すべきである。しかしながら、当該記載欄が設けられていないとはいえず、事後評価においてこのような内容に誰も気付かないようでは、組織として事前事後の差異分析やコストに対する意識が希薄と言わざるを得ない。

事後においては事前との対比分析を確実に、重要な異動については必ず事実確認と原因究明の実施を徹底する必要がある。また、その実効性を担保するため、このような誤りを看過することがないようにするために、事後評価調査にも事前評価調査と同様の研究の実施体制の実績や事業費の計画との実績比較における重要な異動を明記されたい。

⑤ 事後評価調査における実績コストの正確性・信頼性の向上

研究テーマごとの実際にかかった人件費等の原価計算が十分に行われていない状況では困難な側面もあるが、少なくとも事後評価調査に記載する実績コスト(事業費)の正確性・信頼性を向上させることが必要と考える。【意見3-21】

研究テーマ『早生有用広葉樹等を活用した短伐期林業に関する研究』において、事前評価調査に記載された事業費(3年間合計19,405千円)と事後評価調査に記載された事業費(実績:3年間合計13,912千円)に大きな乖離があった。

当テーマは進行管理調査作成の対象になっており、四半期ごとのモニタリングを受けているが、コスト面に関する記載がなく、十分なコスト管理が行われていないと考える。

また、研究テーマ「ヒラメの高水温耐性品種の作出(II期)／豊予海峡周辺海域におけるマダジ、マサバの資源生態に関する研究 ～資源管理体制の構築に向けて～」において、事前評価調査上の当初計画の事業費(30,000千円)に対して、実績の事業費は44,016千円となっている。これは、職員人件費を3年間で15,000千円と想定していたが、事後評価調査では3年間で30,000千円になったことが主因である。

これらは、事後評価調査作成時に、事前評価調査作成時点での想定コスト(事業費)と実績コスト(事業費)の比較・分析を行うべきであるが、そのような記載はなく、コスト分析の必要性に関する意識が低いとの印象を受ける。

研究テーマごとの実際にかかった人件費等の原価計算が十分に行われていない状況では困難な側面もあるが、少なくとも事後評価調査に記載する実績コスト(事業費)の正確性・信頼性を向上させることが必要と考える。例えば、人件費等が当初想定よりも多くなかった(少なくなった)のであれば、事後評価調査上で、その事実や原因等が記載されるべきである。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び 結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び 意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
112	研究テーマ選定に当たっては、費用対効果の事前予測が行われる必要がある。	(措置状況は明らかではない)	現状では研究テーマ毎に研究員の人件費や需用費等を研究コストとして事前に推計し、研究終了

<p>効果に関しては、過去の類似研究の業績評価が不可欠であるが、上述したよう、研究テーマ毎の成果普及や産業振興への寄与度をモニタリングする仕組みが欠けているため、業績のあまり上がらなかった研究が見過ごしにされたまま、同種のテーマが採択される可能性もないとは言えない。</p> <p>同様に費用に関しても、研究テーマ毎のコスト管理が行われていないため、不経済なテーマの採択可能性も生じてくる。</p> <p>試験研究機関の主要なコストは、試験研究員の直接人件費及び試験設備の減価償却費であり、今後はこれらの費用を研究テーマ別に配賦することも必要となる。</p>		<p>後の産出額の増加額を研究効果として推計して費用対効果を試算している。</p> <p>しかし研究内容によっては生産コストの削減のための技術開発や、被産軽減のための技術開発のように産出額では研究効果を推計できない技術もある。また、産出額の公表は、当該年度の2年後になるため、研究終了後の事後評価調査には実績値の標記は行っていない。</p> <p>研究効果の測定は、研究が終了し現地移転出来る技術として普及カードを作成した課題について、普及カードによる技術の普及状況に対するアンケート調査の実施や、一部の課題については生産量等の動向から普及状況の把握をおこなっている。</p>
---	--	--

(6) 進捗管理対象外となる研究テーマの進捗等管理

進捗管理の対象とならない研究テーマについても、研究記録をレビュー・モニタリングし、研究プロセスや進捗状況の定期的な報告による情報の共有化と適切なコーチング等のミドルマネジメントをより發揮していくことが望まれる。

【意見3-22】

進捗管理の対象となる研究テーマについては、制度として四半期ごとにプロセスや進捗状況の報告等に基づく情報共有化が組織として図られていくことになる。一方、進捗管理対象外となる研究テーマのプロセスや進捗状況等の管理については、それらが必ずしも明確でないため、現実的には担当等によってプロセスや進捗にかかるとミドルマネジメントにバラつきが見られる。

年度途中において研究の進捗状況が適時に報告され情報が共有化されるような仕組みでない、年度途中において研究がそれぞれの担当任せになりかねず、研究員と担当総括や本部等との間で研究の進捗状況等の情報共有が十分でない可能性があり、研究の遅れや問題点の解決に向けたミドルマネジメントの発願が十分にされないおそれがある。

したがって、進捗管理の対象とならない研究テーマについても、研究記録をレビュー・モニタリングし、研究プロセスや進捗状況の定期的な報告による情報の共有化と適切なコーチング等のミドルマネジメントをより發揮していくために、手間などのコスト面を比較考量しつつ、年度途中にどのような頻度・サイクルで研究のプロセスと進捗を報告するかを明示的に運用することでよりよい研究成果に結びつくことが期待される。

(7) 研究途上におけるプロセス・進捗管理方法の統一化と文書化の充実

① 農林水産研究指導センター全体の研究途上における評価の均質化や業務の効率化等の観点から、研究途上における評価制度を再整理し、統一的方法による制度を導入することを検討すべきである。また、その際には規定化の可否の検討も併せて実施することが望ましい。なお、月次での気づきやチームから出た意見や議論の状況が記録されていないため、今後は適切に記録・保存しておくことが望ましい。

【意見3-23】

農林水産研究指導センターが策定している『大分県農林水産研究指導センター試験研究進捗管理実施要領』に基づき、各研究部・グループにおいて取り組んでいる重点研究課題についての進捗管理が実施されている。

また、この前提として、全研究課題について、林業研究部(日田)では「試験研究全体計画書」(3年間の研究計画)が策定されており、これに基づいて、チーム別に月次の進捗管理(プロジェクトマネジメント)が実行されている。つまり、毎月実施されているチーム打合せ・勉強会が月次でのモニタリング機能を果たしている。

一方で、同じ農林水産研究指導センターに所属する水産研究部(上浦)では、「研究課題中間(年次別)評価調査」を作成し、水産研究部研究課題所内検討会で個別の研究テーマの新規課題の検討に加え、既存課題の研究途上における評価を実施している。

農林水産研究指導センター全体の研究途上における評価の均質化や業務の効率化等の観点から、研究途上における評価制度(進捗管理の対象となる重点検討課題を除く)を再整理し、統一的方法により導入することが望ましい。

また、その際には規定化の可否の検討も併せて実施することが望ましい。

また、林業研究部(日田)では、水産研究部が作成する「研究課題中間(年次別)評価調査」といった管理簿が作成されておらず、月次のチームミーティングで進捗をモニタリングしていることは想像できるが、月次での気づきやチームから出た意見や議論の状況が記録されていないため、今後は適切に記録・保存しておくことが望ましい。

② 水産研究部(上浦)で実施されている既存課題の研究途上における評価(所内検討会)は独自の制度であるが、畜産研究部(久住)においても類似の検討会が実施されていく。農林水産研究指導センター全体に、この研究途上における評価制度を拡大することを検討すべきである。また、その際には規定化の可否の検討も併せて実施することが望ましい。【意見3-24】

水産研究部研究課題所内検討会(毎年開催)の中で、個別の研究テーマの新規課題の検討に加えて既存課題の研究途上における評価を実施している。これは水産研究部(上浦)が独自に実施している制度であり、「大分県農林水産部試験研究課題設定・評価システムの手引き」等に規定化された制度ではない。

現状の農林水産研究指導センターの研究課題の進捗管理は、『大分県農林水産研究指導センター試験研究進行管理実施要領』に基づき、各研究部・グループにおいて取り組んでいる重点研究課題についてのみ実施されることになっている。このような体制において、この所内検討会は水産研究部(久住)においても類例の検討会が実施されている。

農林水産研究指導センター全体の研究途上における評価の均質化や業務の効率化等の観点から、研究途上における評価制度(進行管理の対象となる重点検討課題を除く)を再整理し、統一的方法により導入することを検討すべきである。また、その際には規定化の要否の検討も併せて実施することが望ましい。

(8) 事後評価の有効利用について

試験研究課題評価における事後評価については、試験研究結果について検証し、現地移転の促進や次期試験研究計画の策定等に活かすために評価を行い、評価点数を付している。

しかしながら、事後評価は研究終了の翌年に行い、事前評価は研究開始の1年前に行うことから、研究終了後において、翌年の類似の研究課題へ事後評価の結果が反映されず、当該評価点数はあくまで研究結果の参考情報としての利用となることから、連続する類似の研究課題等の事前評価の際に直近の事後評価が反映されない状況である。

このため、評価点数について、その後の類似の研究課題への反映等、評価結果をフィードバックする仕組みを構築することが望まれる。【意見3-25】

(9) 普及活動及び追跡調査

① 普及活動調査の実施

制度上、普及状況調査は平成23年度以降に完了した課題からが対象となっており、それ以前の課題については調査が必ずしも行われていない。制度開始前後にかかわらず成果の迅速な普及が目的として掲げられていることから、過去に実施された課題についても重要度等を考慮し、普及状況調査実施の有無について検討すべきであったと考える。【意見3-26】

平成22年度に果樹研究所を含めて「農林水産研究指導センター」に統合されており、それ以前に作成された「普及カード」については普及状況調査が行われていない。

現場ニーズに応えた研究、研究のスピード化、成果の迅速な普及を目指して研究指導体制を強化し、「農林水産研究指導センター」へ名称変更・組織再編が行われたはずである。成果の迅速な普及が目的として掲げられていることから、少なくとも組織改正後に設定された課題について普及状況調査を実施すべきであったと考える。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び追跡調査のあり方などは今後検討する。	現在の対応状況
110	追跡調査はアンケート方式によって行われており、この点は評価できるが、調査課題の選定方法、アンケート対象者の選定(新規課題への反映方法)等を今後工夫する必要がある。		現在は、完了した課題について普及カードを作成、配布し、2年後と4年後の普及状況調査を実施し、研究成果の普及・活用状況の把握及び分析を行った。その際、当該研究成果の普及・実用化に関し連携している普及組織や生産者等の協力を得ながら調査を進めることとして、新規課題への反映については、生産者や振興局に対して実施している要望課題調査で、既に技術移転した内容に対する技術改良等の要望があがった場合は、提出された内容を検討し課題調整会議で行う。

② 普及活動調査結果の研究課題設定へのフィードバック

普及状況調査の結果を新規課題の設定にフィードバックし、普及の実現可能性・広範性についても十分に考慮した上で研究課題を設定すべきである。【意見3-27】

③ 普及・追跡調査の効率的かつ組織的な実施と情報共有

各研究部・グループにおいて、研究終了後の普及進行管理や普及状況を追跡することは研究を行う前提として重要であるが、普及活動・追跡調査については広域普及指導員等が実施したうえで、各研究部・グループに情報共有する等、役割を分担することで重複をなくし、効率化を検討することが望ましい。【意見3-28】

「普及カード」について成果が得られた年の2年後と4年後に普及状況調査を実施し、研究成果の普及・活用状況の把握及び分析を行うこととしている。

一方で、広域普及指導員等をはじめとした普及活動を一体的に担う部署があるため、普及活動遂行・普及状況把握のための作業が重複している部分も多くあると考えられる。

今後は、各研究部・グループは研究課題の達成・プロジェクト管理等に更なる重点を置き(例えば、進行管理調書作成対象の拡大、事後評価調査の承認等)、普及活動・追跡調査については広域普及指導員等が実施したうえで、各研究部・グループに情報共有する等、役割を分担することにより重複をなくし、業務の効率化を検討することが望ましい。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
112	<p>多くの生産者に対応する試験研究を行なっている1次産業の試験研究機関では、試験研究の成果を生産者に確実に移転・普及していくことが必要となる。</p> <p>農業技術センターでは、試験研究の成果を「成果普及カーブ」にとりまとめ、普及員を通じて生産者への普及を図っている。</p> <p>しかし、生産者は企業経営的農家から新規就農者にいたるまで幅広く、そのニーズも多岐にわたる。研究成果として普及のターゲットを明確にし、「成果普及カーブ」の利用状況や成果に対する生産現場の反応を定期的に調査検討する仕組みを整備し、利用者におかりやすい普及方式に改善していくことが必要となる。</p>	<p>事前評価で技術の移転先、普及の可能性を明確にしている。また普及の促進を図るため、「広域普及指導員」を新たに配置し、新たな普及方式を導入する。</p>	<p>同左「普及カーブ」を作成し、普及指導員等をおして、生産者への技術移転を行っている。また、生産現場での実証試験等を行い、直接生産者へ技術移転を行っている。併せて、「研究NOW」として毎月1冊ずつ研究の状況や成果をHPにアップしている。</p>

④ 研究成果と普及指導計画書との対応関係の明確化

現在の広域普及指導員が作成する「普及指導計画書」は、課題名が必ずしも研究成果の名称と一致しないため、研究成果に対応する普及指導計画を端的に表現しているものではない。研究を実施した順次管理のため、研究成果と普及指導計画書との対応関係をより明確に図らねばならない。【意見3-29】

⑤ 普及・追跡調査の実施期間

研究成果の内容ごとに効果の波及スピードや発現期間などは一律でないため、各研究成果に応じて普及状況調査の実施時期や実施期間等を定めることが望ましい。現行の年限において実施する場合も、調査方法や普及状況等を考慮し、より柔軟に対応する方が成果の技術移転や価値形成に資すると考えられるため、今後の普及状況調査のあり方について再検討されたい。【意見3-30】

前述のとおり、「普及カーブ」の対象研究成果について、研究終了して2年後と4年後に普及状況調査を実施し、研究成果の普及・活用状況の把握及び分析を行うこととされている。現状での画一的な実施について一定の理解はできるものの、研究成果の内容に応じて、普及を実現すべきスピード、効果の発現期間、事業価値の創出期間は一律でなく、画一的に年限を区切って追跡調査を行うことが好ましいとはいえない。

内容によっては、毎年追跡調査すべき場合や、効果の発現期間が4年を超える場合も考えられる。

111

平成二十八年三月三十一日

よって、研究成果の内容に応じて、普及状況調査の実施時期、実施期間を定める方が望ましい。また現行のとおり研究成果が得られた年の2年後と4年後に実施する場合も、例えば4年後に普及状況調査を継続すべきかどうかを判断することが望ましい、より柔軟に対応する方が成果の技術移転や価値形成に資すると考えられるため、普及状況調査のあり方について再検討されたい。

⑥ 普及カーブ対象外となる研究成果の順次管理

現在は普及カーブの対象となる研究成果のみについて、制度的に普及状況調査の対象としているが、研究成果が得られたものの普及や価値形成の必要性は課題化した研究全てに当てはまることであり、原則として全ての研究テーマを対象として普及等の追跡調査を実施することが望ましいので再検討されたい。【意見3-31】

現在はセンター所管の各研究部においては、普及カーブの対象となる研究成果のみについて、制度的に普及状況調査の対象としている。

しかし、普及カーブ対象（追跡調査）となっていない研究課題とその成果についても同様に、研究成果に対する実際の普及活動は必ず行われるはずであるが、組織の制度としては技術移転・普及対象研究成果とならない。基礎的研究として次の研究課題に応用される研究成果や技術移転が必要と認められる研究成果いずれにおいても、どのように今後の応用的研究や産業振興等の価値形成に寄与するのか、研究後のミッションや順次管理が必ずしも明確となっていないものと推察される。現状の仕組みでは普及活動の質・量ともに十分であったかどうかという点やその順次を評価できないことから、研究成果の出口をより明確化する必要があると考える。

事後評価調査において「目標達成状況等研究結果の概要及び技術の普及実績と今後の普及計画」の中で、今後の継続的なミッションや普及活動の to do を明示するとともに、できれば前述した一覧性のある統合管理表の作成とともに、適切に連続性のある順次管理の対象となるようなマネジメントプロセスとすることが望ましい。

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
167	<p>牧草・飼料作物等の奨励品種について、普及度をモニタリングし、自標とすべき普及度よりも低ければ、その理由を解明の上、評価に反映する必要がある。</p>	<p>追跡調査のあり方などは今後検討する。</p>	<p>追跡調査については、事後進行管理対象となる「普及カーブ」が作成された研究成果について、普及・活用状況の把握及び分析を行うため、進行管理のほか2年後と4年後に追跡調査を実施している。(センター共通)。</p>

⑦ 普及カーブの確実な公表

果樹グループの平成25年度に作成された「普及カーブ」がホームページ上で公表されていなかった（最終更新日は平成25年12月26日）。

112

大分県報（監査公表）

七九

普及カードは広く県民に対して周知する目的で、ホームページ上で開示すべきものと位置づけられているため、普及カード作成後は速やかにホームページ上で公表することが望ましい。【意見3-32】

(10) 日常的な研究記録(野帳等日報)のレビュー

研究員の日常的な日誌や野帳などの日常的な研究記録は、日々担当総括等によってレビューや確認は行われているとのことであるが、レビューの証跡が残されていないため、頻度については必ずしも確認できない状態である。一定のスパン、例えば週次サイクルなどでレビュー・モニタリングすることで、適時に問題点や課題の共有・解決、コーチングなどに活かし、実効性のあるミドルマネジメントとなることが期待される。なお、担当総括など出席者がレビューした場合、押印またはレビューサインを証跡として残されたい。【意見3-33】

(11) 月次報告会等の議事録作成

研究の月次報告会で各研究内容の進捗管理等が行われているが、口頭での協議であり議事録が残されていない。花きグループ等では各研究内容の進捗管理等のため月次報告会が開かれており、報告会では、各研究の方向性や、研究内容にかかる重要な決定等も行われる。研究の結果が思わしくない場合に議事録が残っていないと、何が問題であったのか振り返ることが難しい等の問題が生じることからも、各研究の方向性の決定等、重要な事項については議事録に残すことが望ましい。【意見3-34】

(12) 研究の継続に関する検討会の議事録作成

研究テーマの継続に関して、検討会における議事録が作成されておらず、どのような意見が出されたのか、継続に関して誰が承認したのか等の記録が残っていないため、意思決定過程が不明確である。今後は、議事録を作成・保管することが望ましい。【意見3-35】

研究テーマ『コントラクター等大規模粗飼料生産支援技術の開発/ダイレクト収穫による二毛作、二期作体系の確立』において、飼料用米に対する期待が高まっており、コントラクターによる飼料用米の調製は現状行われていない。この理由は、国が飼料用米の供給を推進しており、コントラクターもこれに追従しているためである。このような環境下で、当該研究条件を継続するかどうかにについては、進行管理の対象になっていないものの、毎年、部内検討会及び外部委員を含めた試験成績及び試験設計検討会で報告され、中間評価が行われている。これを踏まえて継続の検討を行っているとのことであった。

しかしながら、検討会における議事録が作成されておらず、どのような意見が出されたのか、継続に関して誰が承認したのか等の記録が残っていないため、意思決定過程が不明確である。今後は、議事録を作成・保管することが望ましい。

また、事後評価調査において、コントラクターによる飼料用米の調製は行われていないという事実のみが記載されているが、今後の普及計画、普及の可能性についても十分に検討し、記載を行うことが必要と考える。

(13) 長期研究課題の業績コストの明示

長期研究課題については、事後評価調査が作成されていないことから、当該研究課題に対するコスト実績額が報告事項として明示されないため、研究の費用対効果を年度データ及び過去の対比データとして検証できるよう、年度毎の研究成績発表資料に併せて明記されることが望ましい。【意見3-36】

長期研究課題については事後評価調査が作成されないため、年度ごとの研究予算が明示されるだけで、その累積額が把握されておらず、単年度の研究コスト実績を研究報告に併せて文書で記載し報告する対象となっていない。

長期の研究課題であってもどれぐらいのエフオウトとコストをかけて実施したかが適切に把握されないと、成果を生み出すためにコストをどれぐらい要したか、すなわち費用対効果を年度研究成績と併せて分析できないため好ましくない。

長期研究課題についても、研究の費用対効果をより客観的に分析できるようにするため、年度毎の研究成績発表資料に実績コストを併せて明記されることが望ましい。また実施してきた各年のコストとの対比や累積的なコストを明示することも有用と考えられるため、併せて文書に明記されるように検討することが望ましい。

(14) 長期研究課題のPDCA

長期研究課題については、単年度ごとの研究事業成果をまとめて報告することにとどまっておらず、どのようなミッション、ビジョンやプランのもとにアクションが行われ、どのような成果がもたらされたのかというPDCAが端的には分かりづらい。中長期的なミッションやビジョンと当年度の研究活動のマイルストーンとしての評価や、年度の事業計画と活動実績との対比などの関係を分かりやすく明示して研究成果を表現することが望ましい。【意見3-37】

長期研究課題については、3年スパンでの個別研究テーマのように「事前」「事後」評価調査のような情報が集約された文書では存在せず、単年度ごとの研究事業成果をまとめて報告することにとどまっている。少なくとも、前年度の結果報告と当年度の計画検討がされる「外部評価委員会専門部会」(試験成績・試験設計検討会)においては、長期受託事業の結果資料の報告のみがなされ、その結果の概要を「継続試験研究成績」として強制的に表現されていないため、計画に対してどうであったのかが明瞭でないし、当年度のアクションプランとなるべき「試験設計書」についても作成報告されていない所属も見受けられる。

PDCAがより明確となるよう中長期的なミッションやビジョンと当年度の研究活動のマイルストーンとしての評価や、年度の事業計画(試験設計書)と活動

実績との対比などの関係を分かりやすく明示するような観点も踏まえたうえで、研究成果の表現のあり方を再検討することが望ましい。

3.2 収納事務

(1) 知的財産権の実施許諾料算定に関する規程化

知的財産権の実施許諾料については、算定基準が規程等として明文化されておらず、実施価値等に基づく彈力的な実施料設定判断を行うプロセスが存在しないことから、当該算定プロセスや根拠がより明確となるように「実施料算定基準」などによって規程化を図らねばならない。【意見3-38】

(上記意見に関連した平成16年度包括外部監査の結果等に対する措置状況)

P	平成16年度報告書の結果及び意見の概要	平成16年度報告書の結果及び意見に対する県の措置状況	現在の対応状況
114	実施許諾の方針については県内生産者の利用を前提としていない。県内の生産者が知的財産権を利用していない場合に、産権を広げて県外生産者にも許諾を積極的に推進していくのか、また、許諾する場合にどのような条件を付すのか判断に迷う場合も考えられるので、実施許諾の方針について事前に整備しておく必要がある。 この基本方針等は事務負担を考慮して大分県の試験研究機関が協力して共通の基本方針等を整備したうえで、これをベースに作成する必要がある。	商工労働部で大分県知的財産戦略指針を策定しており、「県知的財産の出願・取得及び管理のあり方」を具体化する。また、農林水産研究センターで「特許権・種苗育成者権等知的財産権の審査体制」を117年度に制度化し、共同出願要領などを作成する。	同左 「農林水産研究指導センターの特許権等取得に関する取扱いについて」第13条特許権等の維持、ならびに「農林水産部知的財産の取得及び維持管理に関する審査会設置要領」第2条等に基いて、継続的に出願取得等の判断を行っている。

(2) 知的財産権の権利侵害調査等

知的財産権の排他的権利価値及びそれに基づく実施料収入を損なうことのないようにするために、知的財産権の取得後は一定期間ごとに権利侵害調査を行うことが必要であるが実施されていない。その実施主体や頻度、権利侵害対策や侵害調査の対象や方法を明確にするために要領等で定めたうえで、定期的に権利侵害調査を行う必要がある。【意見3-39】

当センターの関連規程のうち、権利侵害について触れられているところが、「大分県農林水産研究指導センター技術移転ポリシー」7「侵害対策」の項のみとなっている。その項では「センターは、技術移転を効果的に推進するため、職員が発明した大分県が所有する知的財産権の侵害に対し、連携機関等と協力して適切な対策を講じる。」と規定されている。しかし、侵害調査は技術移転に関連はするものの、本来は権利保護の観点から一義的に整理されるべき事項といえるため、「技術移転を効果的に推進するため」に権利侵害調査をするとはいえないと思われる。

したがって、権利侵害調査と侵害対策については、上記技術移転ポリシーにおいて明文化するのではなく、「大分県農林水産研究指導センターポリシー」に侵害対策及び侵害調査の項を新設移記、あるいは新しい要領等を新設したうえで、組織としてどのように権利保護を図るのかを明記し実行することが必要であると考えられる。

また、「農林水産部知的財産の取得及び維持管理に関する審査会設置要領」第7条の規定を撤廃解釈すると研究普及課が行うことになるものと考えられるが、現状では権利侵害対策や権利侵害調査を実施できていない。知的財産権の排他的権利価値及びそれに基づく実施料収入を損なうことのないように適切に対処するために、知的財産権の取得後は一定期間ごとに権利侵害調査を行うことが必要であることから、その実施主体を明確にしつつ、研究普及課とセンターが協力して定期的かつ効果的な手法によって確実に実施されたい。

3.3 支出事務

監査を実施した結果、農林水産研究指導センター全体に共通する事項について、包括外部監査の結果に添えて提出する意見はなかった。

3.4 委託契約事務

監査を実施した結果、農林水産研究指導センター全体に共通する事項について、包括外部監査の結果に添えて提出する意見はなかった。

3.5 財産の管理事務

監査を実施した結果、農林水産研究指導センター全体に共通する事項について、包括外部監査の結果に添えて提出する意見はなかった。

3.6 毒劇物等の管理事務

監査を実施した結果、農林水産研究指導センター全体に共通する事項について、包括外部監査の結果に添えて提出する意見はなかった。

3.7 情報セキュリティ

(1) 外部への情報資産の持出を防止する仕組み
調査データを野帳や帳票等の紙ベースで保存する場合は、情報資産の重要性に鑑みて鍵つきのキヤベネット等に保管することが望ましい。また、野帳や帳票は必要に応じて、保存・廃棄を検討すべきである。

さらに、現状では所属ごとにセキュリティ管理を行っている。研究に係る財産保護のためにも機械警備の導入や監視カメラの設置等、各所属に即したセキュリティの強化を検討することが望ましい。【意見3-40】

調査研究データは、原則としてすべて電子化されており、所属によっては紙ベースの野帳・帳票等と並存のケースもある。当該電子ファイルは、個人への貸与パソコン（OKパソコン）上に保存されており、個別にバックアップを行っているケースはあるものの、現状では、サーバー等にバックアップするルールはない。また、所属によっては調査データを野帳・帳票等の紙ベースで保存し、キヤベネット等に保管しているものの、業務時間外に施錠されていないケースがあった。

情報資産の重要性を鑑みると、紙ベースの調査研究データ等の管理や保存・廃棄について必要に応じて検討すべきである。

さらに、施設・機械や種苗・家畜及び生産物等の財産保護のために建物等の施錠・入退室記録管理や機械警備の導入及び監視カメラの設置等、現場に即したセキュリティレベルについて検討し強化を図ることが望ましい。

(2) 情報セキュリティに関する研修

情報セキュリティ対策として研修を定期的・継続的に実施し、かつ実務に踏み込んだ内容の研修を行うことで、更なる情報資産管理の徹底を図ることが望ましい。なお、研修の開催状況を事後的に確認できるようにするため、議事録等の記録を残すことが望ましい。【意見3-41】

情報セキュリティについては、情報政策課から配布される所管事務説明会資料「情報セキュリティについて」等を用い、当センターの全職員（嘱託・パートも含む）に対して研修参加者が周知徹底を図っている。また、一部の所属においては、情報政策課の出前研修（インハウスセミナー）により研修を実施しているケースもある。

しかしながら、情報セキュリティ対策は重要であることから、研修の定期的・継続的な実施やより実務に踏み込んだ内容を盛り込む等、情報資産の管理を更に徹底することが望ましい。なお、研修の開催状況を事後的に確認できるようにするため、議事録等の記録を残すことが望ましい。

(3) 農林水産研究指導センター固有の情報セキュリティポリシーの設定

農林水産研究指導センターでは、現場ニーズに即した試験研究課題や分野を超えた研究課題に取組むと共に共同研究・知的財産取得・活用等を行っており、重要な情報資産を取り扱っている。

また、「大分県農業気象情報ネットワークシステム」の管理責任は、農林水産研究指導センターが負っていることから、過去の調査データの保存や調査研究データに関する情報管理の取扱いや運用が重要となる。

このため、業務内容・特性を踏まえた情報資産の取扱いに関するセキュリティポリシーの設定を検討することが望ましい。【意見3-42】

上記のほか、3センター共通の情報セキュリティに関する事項については、「第3部 大分県の試験研究機関全体に共通する監査結果及び意見 第8. 情報セキュリティマネジメント」を参照されたい。

3.8 その他

(1) アクションプラン上のKPI指標の連続性

一度設定したKPI指標は継続したうえで、連続した年度で比較を行うか、それが難しい場合でも数年間（中期的）の連続した比較が出来るような見せ方を工夫する必要があると考える。【意見3-43】

おおいた農山漁村活性化戦略2005に基づいて毎年度の計画（アクションプラン2015）が策定され、農業、林業、水産業の3区分でそれぞれKPI指標掲げてPDCAが実行されている。

「アクションプラン2005」を閲覧したところ、H25実績とH27目標という連続しない年度で比較されており、評価が困難な状況であった。また、年度によってはKPI指標そのものが異なっており、比較が可能な項目もなかった。

次回、このようなアクションプランを策定する場合には、一度設定したKPI指標は継続したうえで、連続した年度で比較を行う、それが難しい場合でも数年間（中期的）の連続した比較が出来るような見せ方を工夫する必要があると考える。

(2) 進捗管理におけるアクションプランの詳細な記載

進捗管理調査上、目標未達項目について未達成原因の分析・究明に関する記載及び研究の最終年度に向けた具体的なアクションプランの記載がない。実際には具体的な方向性やアクションプランの議論は実施されているとのことであるため、その内容を適切に記載しておくことが望ましい。【意見3-44】

研究テーマ『ヒラヤサ種苗生産技術開発』において、平成26年度の研究テーマに関する到達目標に対して、目標未達項目（①10日齢までの生残率、②90日齢までの生残率、③沖出し後の生残率）がある。この未達成原因の分析・究明に関する記載及び平成27年度（研究の最終年度）に向けた具体的なアクションプランの記載がない。

実際にはチーム内で検討した結果を部長に報告しており、具体的な方向性やアクションプランの議論は実施されているとのことであるため、その内容を適切に記載しておくことが望ましい。

【2】 農業研究部 (木田農業グループ・果樹グループ・花きグループを含む)

1. 概要

1. 農業研究部の概要

(1) 所在地

- ① 所在地 大分県豊後大野市三重町赤嶺 2-3-28-8
 ② ホームページアドレス <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13083/>

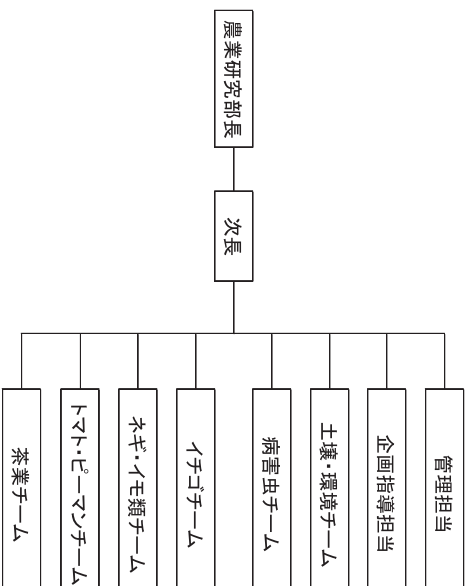
(2) 沿革

昭和41年 農業技術センターが発足
 (宇佐) 企画調査室 経営部 作物部 (久住試験地) 園芸部 (中津試験地)
 化学部 植物防疫部
 (三重) 畑作部 畜産部 養蚕部
 昭和43年 園芸部を廃止し、そま部、果樹部を設置
 昭和47年 そま部を野菜部に、久住高原試験地を久住高原野菜花き試験地に改称
 昭和48年 畑作部畑地技術科を廃止し、養蚕科を設置
 昭和52年 久住高原野菜花き試験地を久住高原野菜試験地と改称
 昭和58年 久住高原野菜試験地を廃止し、高原農業部を新設
 昭和61年 養蚕部を蚕糸茶業部に改正
 平成4年 畑作部を畑地利用部に改組
 平成9年 蚕糸茶業部を茶業特産部に改組
 平成17年 農業、林業、水産業を統合して農林水産研究所として9つの研究所と試験場に再編され、安全農業研究所、野菜・茶業研究所が設置された。
 平成22年 農林水産研究所センターを農林水産研究指導センターに改組し、安全農業研究所と野菜・茶業研究所が統合して、農業研究部が設置された。
 スタッフ制からチーム制に移行した。

(3) 設置目的、根拠条例等

大分県行政組織規則第133条の5に基づき設置され、大分県で推進する重点品目を中心に生産者や消費者・需要者のニーズを反映し生産現場に直結するよう栽培法や新品種を開発・選定・実証するとともに、安全・安心や地球温暖化、石油の高騰、省力化等を考慮した今日的な課題を視野に入れ研究を行うことを目的とする。

(4) 組織図



(5) 主要な業務

- ① 土壌管理・施設改善技術、土壤保全環境保全型農業技術
- ② 病害虫の発生予測・防除技術、環境保全型農業技術
- ③ イチゴの品種育成・選定、栽培技術、バイオ技術
- ④ ネギ・カンショ等の安定生産技術
- ⑤ トマト・ピーマン等の品種選定、栽培技術
- ⑥ 茶の安定生産・高品質化技術
- ⑦ 生産者に対する研修及び現地指導

(6) 主要な施設設備

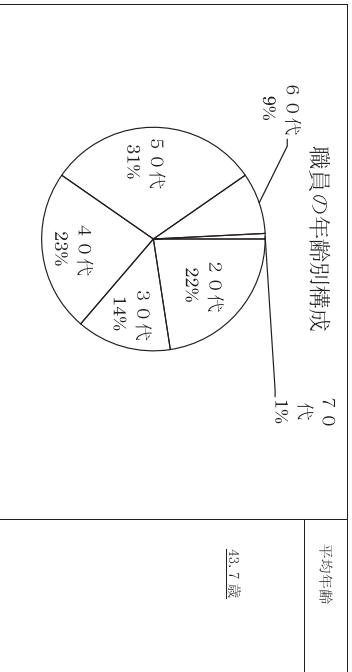
区分	構造	面積 (延・面積)	工事費	取得年月日
農業研究部 (豊後大野市)				
研究施設	鉄筋コンクリート造 3階建	1,256,94㎡	82,753千円	昭和40年8月18日
研究本館	鉄筋コンクリート造 3階建	1,152,00㎡	72,584千円	昭和42年4月4日
製茶工場	鉄骨造	534,92㎡	29,832千円	平成元年5月27日
種苗管理室	鉄骨造	163,44㎡	12,448千円	昭和60年2月5日
雑室	鉄骨造	317,52㎡	11,184千円	昭和60年2月5日
イチゴ作業舎	鉄骨造	590,0㎡	40,019千円	平成23年3月17日
農業研究部木田農業グループ (宇佐市)				
本館	鉄筋コンクリート造 3階建	2,702,40㎡	67,682千円	昭和40年11月5日
普及員研修館	鉄筋3階建	946,84㎡	28,870千円	昭和42年3月31日
ガラス室	鉄骨1階建	160,00㎡	17,133千円	平成6年3月30日

果樹部倉庫	鉄骨2階建	140.00㎡	10,856千円	平成9年2月10日
水田七島圃作業倉	鉄骨1階建	164.40㎡	11,757千円	平成12年3月17日
農業研究部果樹グループ<本場>(国東市)				
研究棟	鉄筋コンクリート造 2階建	844.53㎡	72,201千円	昭和56年3月17日
倉庫	鉄筋平屋ビルト	692.00㎡	44,419千円	昭和56年12月7日
温室	鉄骨平屋鋼骨7/4木	990.00㎡	17,522千円	平成2年11月16日
農業研究部果樹グループ<津久見分場>(津久見市)				
研究棟	鉄筋コンクリート造 3階建	425.25㎡	43,259千円	昭和54年4月25日
倉庫	鉄筋平屋ビルト	228.00㎡	12,245千円	昭和54年4月25日
温室	鉄骨平屋鋼骨7/4木	378.00㎡	12,448千円	平成4年2月28日
農業研究部花きグループ(別府市)				
本館	鉄筋コンクリート造 2階建	952.59㎡	168,596千円	昭和60年3月29日
見本温室	鉄骨造	331.46㎡	36,240千円	平成27年8月31日
研究温室	アルミ鉄骨	2,203.17㎡	167,830千円	平成27年8月31日
作業房温室	アルミ鉄骨	253.94㎡	73,214千円	平成27年8月31日

(7) 人員の状況
① 人員の期間推移

区分	平成23年5月	平成24年5月	平成25年5月	平成26年5月	平成27年5月
事務	11	10	10	10	10
技術	75	75	76	76	77
技能	15	12	11	12	11
労務	12	10	11	9	9
その他	17	18	16	13	17
合計	130	125	124	122	124

② 職員の年齢別構成及び平均年齢



(8) 財務の状況

歳入	平成22年度					平成23年度					平成24年度					平成25年度					平成26年度					対前年度比	
	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N	O	P	対前年度比	対27年度比									
歳入	457,944	457,306	481,933	471,068	486,618	457,944	457,306	481,933	471,068	486,618	457,944	457,306	481,933	471,068	486,618	15,650	△171,326										
使用料	2,926,310	876,300	1,801,880	1,500,610	918,630	2,926,310	876,300	1,801,880	1,500,610	918,630	2,926,310	876,300	1,801,880	1,500,610	918,630	△5,986,190	△2,620,800										
手数料	975,690	1,360,100	1,965,644	1,360,406	1,412,700	975,690	1,360,100	1,965,644	1,360,406	1,412,700	975,690	1,360,100	1,965,644	1,360,406	1,412,700	77,294	△7,110										
財産売却収入	59,006,842	65,128,511	59,810,574	62,643,104	62,653,640	59,006,842	65,128,511	59,810,574	62,643,104	62,653,640	59,006,842	65,128,511	59,810,574	62,643,104	62,653,640	10,446	3,652,798										
受取手数料収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	△2,796,326	△2,796,326										
雑入	1,514,058	895,370	635,103	1,082,957	2,362,126	1,514,058	895,370	635,103	1,082,957	2,362,126	1,514,058	895,370	635,103	1,082,957	2,362,126	1,279,199	848,008										
合計	65,076,804	68,637,809	64,793,894	66,206,235	68,296,670	65,076,804	68,637,809	64,793,894	66,206,235	68,296,670	65,076,804	68,637,809	64,793,894	66,206,235	68,296,670	△8,592,626	△3,726,006										
歳出																											
報酬	16,157,177	24,936,100	29,295,576	26,916,818	30,905,898	16,157,177	24,936,100	29,295,576	26,916,818	30,905,898	16,157,177	24,936,100	29,295,576	26,916,818	30,905,898	4,009,570	14,986,711										
共済費	3,395,207	5,865,172	6,815,463	6,025,056	6,230,370	3,395,207	5,865,172	6,815,463	6,025,056	6,230,370	3,395,207	5,865,172	6,815,463	6,025,056	6,230,370	497,214	3,185,103										
賃金	51,278,241	58,811,309	61,541,387	59,655,733	58,231,630	51,278,241	58,811,309	61,541,387	59,655,733	58,231,630	51,278,241	58,811,309	61,541,387	59,655,733	58,231,630	△1,694,103	7,045,389										
報酬費	476,000	675,100	719,000	719,000	690,630	476,000	675,100	719,000	719,000	690,630	476,000	675,100	719,000	719,000	690,630	△1,530	△25,390										
経費	23,758,419	26,011,462	28,454,428	26,011,462	24,888,940	23,758,419	26,011,462	28,454,428	26,011,462	24,888,940	23,758,419	26,011,462	28,454,428	26,011,462	24,888,940	1,139,521	1,139,521										
交際費	36,082	29,178	61,206	32,707	45,892	36,082	29,178	61,206	32,707	45,892	36,082	29,178	61,206	32,707	45,892	13,190	9,815										
旅費	106,313,632	12,225,125	18,231,561	14,184,489	11,518,892	106,313,632	12,225,125	18,231,561	14,184,489	11,518,892	106,313,632	12,225,125	18,231,561	14,184,489	11,518,892	369,400	△5,496,221										
委託料	48,018,997	38,584,215	38,597,872	33,898,378	35,012,506	48,018,997	38,584,215	38,597,872	33,898,378	35,012,506	48,018,997	38,584,215	38,597,872	33,898,378	35,012,506	1,114,188	△13,006,431										
使用料及び賃借料	19,532,281	14,517,665	15,050,633	14,814,273	14,899,665	19,532,281	14,517,665	15,050,633	14,814,273	14,899,665	19,532,281	14,517,665	15,050,633	14,814,273	14,899,665	65,292	△14,632,596										
工事費	4,468,080	6,826,822	2,168,430	367,500	6,627,440	4,468,080	6,826,822	2,168,430	367,500	6,627,440	4,468,080	6,826,822	2,168,430	367,500	6,627,440	△2,259,940	2,044,300										
原材料費	1,041,370	1,357,667	1,423,994	1,282,077	1,296,838	1,041,370	1,357,667	1,423,994	1,282,077	1,296,838	1,041,370	1,357,667	1,423,994	1,282,077	1,296,838	259,871	259,871										
備品購入費	67,301,542	33,126,126	14,016,422	12,985,172	15,344,395	67,301,542	33,126,126	14,016,422	12,985,172	15,344,395	67,301,542	33,126,126	14,016,422	12,985,172	15,344,395	2,419,196	△51,957,174										
貸付金補助及び交付金	830,480	917,310	1,648,710	1,629,810	1,694,510	830,480	917,310	1,648,710	1,629,810	1,694,510	830,480	917,310	1,648,710	1,629,810	1,694,510	△25,200	774,000										
公費	1,253,010	1,245,500	319,300	391,000	205,500	1,253,010	1,245,500	319,300	391,000	205,500	1,253,010	1,245,500	319,300	391,000	205,500	4,200	△1,495,510										
合計	421,716,583	400,000,493	374,998,243	319,038,678	337,894,789	421,716,583	400,000,493	374,998,243	319,038,678	337,894,789	421,716,583	400,000,493	374,998,243	319,038,678	337,894,789	8,865,111	△63,821,804										
歳出超過																											
当期貸出超過	△3,965,639,789	△3,531,492,698	△3,510,204,349	△2,945,825,438	△2,249,095,919	△3,965,639,789	△3,531,492,698	△3,510,204,349	△2,945,825,438	△2,249,095,919	△3,965,639,789	△3,531,492,698	△3,510,204,349	△2,945,825,438	△2,249,095,919	△35,202,486	107,548,830										
銀行貸出人件費	1,094,211,535	1,002,484,401	911,290,484	887,965,796	905,240,596	1,094,211,535	1,002,484,401	911,290,484	887,965,796	905,240,596	1,094,211,535	1,002,484,401	911,290,484	887,965,796	905,240,596	17,976,800	△139,100,939										
貸付金の貸出超過	△1,421,371,334	△1,338,947,087	△1,221,564,833	△1,131,397,229	△1,154,006,616	△1,421,371,334	△1,338,947,087	△1,221,564,833	△1,131,397,229	△1,154,006,616	△1,421,371,334	△1,338,947,087	△1,221,564,833	△1,131,397,229	△1,154,006,616	△23,239,288	296,734,809										
通																											
人件費率	76.4%	77.0%	78.4%	79.3%	79.5%	76.4%	77.0%	78.4%	79.3%	79.5%	76.4%	77.0%	78.4%	79.3%	79.5%												
歳入超過比率	13.4%	17.2%	17.3%	30.1%	30.4%	13.4%	17.2%	17.3%	30.1%	30.4%	13.4%	17.2%	17.3%	30.1%	30.4%												

II. 水田農業グループの概要

(1) 所在地

- ① 所在地 大分県宇佐市大字北字佐6 5
- ② ホームページアドレス <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15084/>

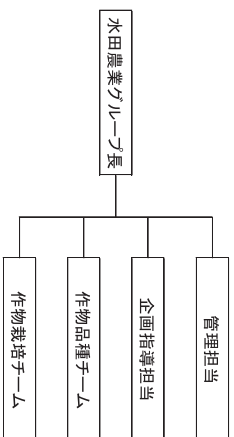
(2) 沿革

昭和41年 農業技術センターが発足
 (宇佐) 企画調査室 経営部 作物部 (久住試験地) 園芸部 (中津試験地)
 化学部 植物防疫部
 (三重) 畑作部 畜産部 養蚕部
 昭和44年 久住試験地を久住水稲試験地に名称変更
 昭和58年 久住水稲試験地を久住試験地に名称変更
 昭和61年 ハイオテクノロジー研究室新設
 平成4年 ハイオテクノロジー研究室を生物工學部に、経営部を農村計画部に、作物部を水田利用部に改組し、新たに企画情報部を設置
 平成12年 茶業特産部材料養試験地を陸上し、七島いに関する業務は水田利用部に移管
 平成17年 農業、林業、水産業の各試験研究機関を統合して、『農林水産研究センター』設置
 水田利用部、生物工學部、企画情報部を、水田農業研究所に改組
 平成22年 農林水産研究センターを農林水産研究指導センターに再編
 耕種部門 (安全農業研究所、水田農業研究所、野菜・茶業研究所、果樹研究所、花き研究所) を農業研究部に統合、遠隔地の研究所についてはグループとして設置
 水田農業研究所を水稲、麦、大豆の試験研究に特化し、水田農業グループに改組

(3) 設置目的、根拠条例等

大分県行政組織規則第133条の5に基づき設置され、米、麦、大豆及び水田対策に係る試験研究及び指導に関する業務を行うことを目的とする。

(4) 組織図



123

平成二十八年三月三十一日

(5) 主要な業務

- ① 稲・麦・大豆の品種育成、選定
- ② 稲・麦・大豆の栽培技術、優良種子生産
- ③ 生産者に対する研修及び現地指導

III. 果樹グループの概要

(1) 所在地

- ① 所在地 国東市国東町小原4402
- ② ホームページアドレス <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15085/>

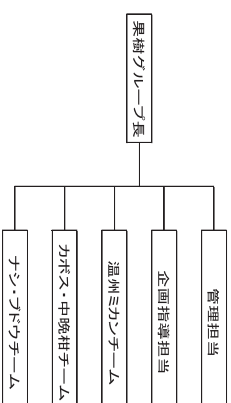
(2) 沿革

大正13年 大分市に農事試験場が設置される
 昭和5年 津久見市に「農事試験場津久見柑橘氏見地」が設置される
 昭和27年 国東市に「国東柑橘指導所」が設置される
 昭和41年 津久見試験地「農事試験場津久見柑橘試験場」として独立
 宇佐市に「農業技術センター園芸部」が設置される
 昭和43年 「農業技術センター園芸部」が「農業技術センター果樹部」に改組される
 昭和48年 「津久見柑橘試験場」と「国東柑橘指導所」とが統合し、「柑橘試験場」(国東本場と津久見分場)となる
 平成17年 「柑橘試験場」と「農業技術センター果樹部」とが統合し、「農林水産研究センター果樹研究所」となる。
 平成22年 「農林水産研究指導センター農業研究部果樹グループ」となり、研究体間は「温州ミカンチーム(国東市)」、「カボス・中晩柑チーム(津久見市)」、「ナシ・アボカドチーム(宇佐市)」となる。

(3) 設置目的、根拠条例等

大分県行政組織規則第133条の5に基づき設置され、果樹に係る試験研究及び指導に関する業務を行うことを目的とする。

(4) 組織図



124

大分県報 (監査公表)

八五

(5) 主要な業務

- ① 温州ミカンの優良系統の選抜、栽培技術
- ② カボス・中晩柑等の育種、優良系統の選抜、栽培技術
- ③ ナシ・アジナ等の優良系統の選抜、栽培技術
- ④ 生産者に対する研修及び指導

IV. 花きグループの概要

(1) 所在地

- ① 所在地 大分県別府市大字鶴見710-1
- ② ホームページアドレス <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15086/>

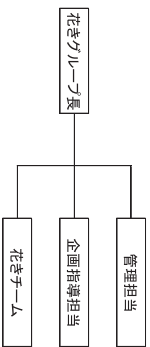
(2) 沿革

- 昭和27年 大分県温泉熱利用農業研究所設立
- 昭和29年 有用植物園を設置
- 昭和41年 花きの専門試験研究機関となる
- 昭和58年 大分県温泉熱利用花き園芸試験場に名称を変更
- 昭和60年 花き総合指導センターを併設
- 平成4年 大分県温泉熱花き研究指導センターになる
- 平成17年 大分県農林水産研究センター花き研究所となる
- 平成22年 大分県農林水産研究指導センター農業研究部花きグループに名称を変更

(3) 設置目的、根拠条例等

大分県行政組織規則第133条の5に基づき設置され、花き類に係る試験研究及び指導に関する業務を行うことを目的とする。

(4) 組織図



(5) 主要な業務

- ① 花き類の育種、優良系統の選抜、栽培技術
- ② 生産者に対する研修及び現地指導

2. 監査の結果

2.1 研究開発管理事務

農業研究部が実施した平成26年度の研究課題（テーマ）27件について、課題選定、事前評価、進行管理、コスト管理、中間評価、事後評価及び普及調査の状況を研究担当者・管理者に対する質問及び関連証拠の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.2 収納事務

収納事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、効率的な収納事務が行なわれているか監査を実施した。

具体的には、平成26年度の調定一覧を調査し、調定決議書、契約書等の調定の根拠資料、調定額計算の基礎資料および入金を確認する資料等の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.3 支出事務

支出事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、支出は適切かつ効果的なものであるか監査を実施した。

具体的には、平成26年度に支出した10万円以上の支出行為を調査し、関連する支出負担行為決議書、支払命令書、請求書、見積書等の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.4 委託契約事務

委託契約事務は関係諸法令等に準拠して正しく処理されているか、また、委託契約は適切かつ効果的なものであるか監査を実施した。

具体的には、平成26年度業務委託契約（100万円以上）10件のうち4件を抽出し、伺い、仕様書、契約書、支出負担行為決議書等の契約の閲覧により検討した。

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

(指名競争入札)

平成26年度に指名競争入札で締結した契約金額100万円以上の契約は以下のとおりである。

件名	予定価格 (千円)	落札金額 (千円)	落札率※1 (%)	参加者 (社)	参加者の 入札率※2 (%)	所管
庁舎清掃業務	3,856	1,728	44.80	4	53.2～ 89.6	農業研究部
清掃業務	2,890	2,877	99.54	7	100.0～ 108.7	花き

※1 落札率：落札金額/予定価格

※2 入札率：入札額/予定価格（落札者を除く）

（随意契約）

平成26年度に随意契約で締結した契約金額100万円以上の契約は以下のとおりである。

契約内容	積算額 (千円)	契約額 (千円)	随意契約 理由	所管
農業研究部 圃場 (3棟) 移設工事	1,535	1,412	自治法施行 令第167条 第2第1項 第1号 大分県事務 規則第33 条第1号	農業研究部
浄化槽維持管理業務	2,293	2,205		
走査電子顕微鏡保守管理業務	1,598	1,598		
冷凍機等保守管理業務	3,938	3,938		
試験研究補助業務委託(国東)	2,215	2,215	自治法施行 令第167条 の2第1項	果樹
試験研究補助業務委託(津久見)	1,847	1,847	自治法施行 令第2号	花き
温室等の灌水作業圃場等の管理 業務	1,420	1,406		
試験研究現場作業補助業務(三 重)単価契約	791円/時間 2,700	790円/時間 1,770	自治法施行 令第167条 の2第1項 第3号	農業研究部

2.5 財産の管理事務

農林水産研究指導センターの施設内を見学し、財産の管理状況を概括的に確認した。また、研究員から重要物品の使用頻度等について説明を受けた。

上記に加え、備品管理システムに登録されている備品について現物確認を実施した。監査対象：備品管理システムに登録されている備品から任意に抽出した購入価格200万円以上の重要物品のうち5件

127

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.6 毒劇物等の管理事務

試験試薬の台帳の整備状況に関して、毒劇物使用簿を閲覧し、適切に管理されているか監査を実施した。監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.7 情報セキュリティ

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

2.8 その他

監査を実施した結果、法令等に従い適切に処理されているものと判断され、特段指摘すべき事項はなかった。

3. 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

3.1 研究開発管理事務

(1) 個別研究者について
個別研究者に関する事項については、「第4部 試験研究機関ごとの監査結果及び意見 第3. 農林水産研究指導センター 【1】 農林水産研究指導センター 3.1 研究開発事務」を参照されたい。

3.2 収納事務

監査を実施した結果、包括外部監査の結果に添えて提出する意見はなかった。

3.3 支出事務

(1) リース契約機器に係る使用頻度及びコストの把握について
リース契約について、その使用頻度やコストを毎期把握し、その契約内容等について見直すことが望ましい。【意見4-1】
現在「残留農業分析装置」を月額318千円(年間4,006千円)の賃借料を支払ってリースしている。しかし年間の使用頻度は年度によってばらつきがあり、年

128

度によっては1年に数回ということもある。使用回数については装置のシステム内に履歴が残るものの、装置を動かしている際にしか確認できない仕様になっており、当期の使用回数は確認できなかった。

使用頻度とコストを勘案して費用効果が見合わないと考えられるならば、契約の内容を見直すか、または業務の委託が出来ないか検討することが望ましい。

(2) 細務冷房装置一式のリース契約について

リース契約伺いの起案書の決裁日はペン書きすることが望ましい【意見4-2】
リース契約伺いの起案書において決裁日が鉛筆書きされているものがあつた。

鉛筆書きの場合、第三者が書き換えることが可能であることから、起案書は訂正できないように、また修正の履歴が残るようにボールペン等にて記載すべきである。

3.4 委託契約事務

(1) 請負工事契約(随意契約)にかかると見積書の徴求

契約締結にあたり2社から見積書の提出を依頼しているが、その選定根拠が不明なものが見受けられた。随意契約はあくまで契約方法の例外であり、見積書提出依頼先の選定根拠について示すことが必要である。【意見4-3】

見積書提出依頼先のうち1社は他の複数の工事において委託先として選定されており、見積書提出依頼先を公正に選定しているのか外見上は判断できなかった。確認したところ、実際は工事を引き受ける業者がなく、特定の業者に見積書の提出を依頼せざるを得ない状況であつたことである。

しかし指名競争入札ですら、業者一覧から入札資格者が慎重に選ばれるところ、当契約は随意契約であるため、より一層の透明性が求められるはずである。このため、見積書の提出依頼先の選定根拠が不明であることは事務手続上の不備であると考える。

よつて契約締結に当たつて入手する見積書の提出依頼先の選定根拠を明確にしたうえで、その内容を客観的に明示するため文書に記録を残すことが必要と考えられる。

(2) 機器等の取得方法

機器等の取得にあつては、購入にするかリースにするかを採算等の観点で判定すべきであり、予算上の都合のみで無条件にリース契約とすることのないよう、事前の協議を行うことが必要と考える。また、判定の根拠について記録することが必要である。【意見4-4】

ICP発光分光分析装置について、取得の方法を購入にするかリースにするかの判定を行つているものの、判定の根拠について記録がなく、リースによることの合理性を確認することが出来なかつた。

現状、機器等の取得にあつては、「中期的な備品購入計画」を策定し、該当する機器について購入で対応している。

また、「中期的な備品購入計画」に上がつていない機器を導入する場合は、導入予定機器の金額(見積額)を確認し、高額な機器については経費の平準化の観点から原則リース契約を行つている。

しかし、リース取引は利息が含まれるため、トータルコストは購入したほうが有利となることが一般的である。

よつて、リース契約とする場合は、その必要性について協議を行い、その判定の根拠を記録として残すことが望ましい。また、同時に「中期的な備品購入計画」には、購入するかリースによるかどうかを判定するプロセスも加味されたい。

(3) 庁舎清掃について

現在は単年契約で清掃業務の委託を行つているが、清掃業務は毎年継続して行われることを考慮すれば、毎年業者を選定することは事務手続として煩雑と考える。業者が年度ごとに交代すれば、引継ぎや業務に慣れるまでにある程度時間を要することも考えられることから、清掃業務委託については長期継続契約への移行を検討することが望ましい。【意見4-5】

3.5 財産の管理事務

(1) 備品管理について

農業研究部(豊後大野市三重町)では果の監査等がある場合を除き、備品の現物確認が定期的に実施されておらず、備品が盗難にあつても長期にわたリ発見されない可能性があることから、定期的な備品の現物確認が必要と考える。【意見4-6】

備品の数量は多く、また広大な敷地に散らばつて存在する。また職員数に余裕がないことから、備品の現物確認は効率的に実施する必要がある。例えば、備品がどこにあるか把握している担当者が現物を確認し、その結果を管理担当者がスマートフォンベースでチェックする等が考えられる。さらに特定の日に実施するのではなく、例えば場所別、物品別に時期をずらして循環的に実施することも考えられる。

以上から、用度管財課と各試験研究機関とが連携して備品の現物確認の方法を確立し、実施していくことが必要と考える。

3.6 毒劇物等の管理事務

(1) 毒劇物保管場所の鍵の管理

毒劇物の持ち出し等による紛失リスクを低減するため、鍵の保管責任者を明確化して、研究員が毒劇物を利用する際、研究等に利用する職員以外の牽制機能が働くような仕組みを作る必要がある。【意見4-7】

農業研究部（豊後大野市三重町）では、毒劇物保管場所の鍵の管理ルールは、各チームの責任者に一任されており、農業研究部内で統一されていない。

病害虫チームの研究室では、毒劇物の保管される冷蔵庫等には施錠されており、研究室の施錠のみによって管理されていた。また、土壌・環境チームの研究室では、毒劇物の保管棚は施錠されているものの、鍵自体は各研究員がいつでも入手できる場所に保管されており、研究員が自由に毒劇物を利用できる状況であった。

施錠することの趣旨は、持ち出し等による紛失リスクを低減することであるため、鍵の保管責任者を置く等して、研究員が毒劇物を利用するときには、利用者以外の職員による牽制が働くような仕組みを作る必要があると考える。

(2) 毒劇物の梱包資料の保存の徹底

「実地梱包表」など梱包の実施に関する一連の資料を保存することが望ましい。

【意見4-8】

現在、農業研究部（豊後大野市三重町）では、毒劇物使用簿に記載の毒劇物の残量の定期的な現物確認として、毒劇物の梱包を四半期ごとに実施している。このため、定期的に各研究チーム以外の職員によるチェックがなされることで、各研究チームに対する牽制効果が期待できる。

しかし、当該梱包の実施内容や結果を文書として保管していない状況であった。

このため、簿外での利用がないことを対外的に拳証するための資料として、「実地梱包表」など梱包の実施に関する一連の資料を保存することが望まれる。

(3) 毒劇物使用簿への記載の徹底

農業研究部（豊後大野市三重町）における病害虫チームの研究室に保管されている毒劇物の一部（アラクチゾン（シクロヘキサミド））について、現物確認を実施したところ、毒劇物使用簿に記載の数量と誤差の発生しているのが見受けられた。

研究での使用による差異であり、異常なものではないと考えられるが、毒劇物使用簿は適切な利用による払い出しであることを説明するための重要な資料であるため、利用者は毒劇物使用簿に、使用日、使用量、使用内容、使用者による押印を都度記載することを徹底する必要がある。【意見4-9】

(4) 毒劇物の取扱に関する管理規程の策定

農業研究部の現状にあった毒劇物の保管に関する規程を制定し、明文化することが望ましい。【意見4-10】

現在、農業研究部（豊後大野市三重町）では、農業研究部の状況に見合った毒劇物の取扱に関する規程が明文化されていなかった。このため、チームごとの管理責任者による個々の判断に基づいた管理方法となっていた。

センターの事情にあった毒劇物の取扱いや保管管理ルールを規定し、明文化することで、各チームに最低限守るべき管理ルールを各研究員に周知徹底することができ、また、対外的にも、適切に管理していることを証明することができることもつながるため、毒劇物の取扱に関する管理規程を策定することが望ましい。

3.7 情報セキュリティ

情報セキュリティに関する事項については、「第3部. 大分県の試験研究機関全体に共通する監査結果及び意見 第8. 情報セキュリティマネジメント」及び「第4部. 試験研究機関ごとの監査結果及び意見 第3. 農林水産研究指導センター 【1】 農林水産研究指導センター 3.7 情報セキュリティ」を参照されたい。

【3】畜産研究部

1. 概要

- (1) 所在地
 - ① 所在地 大分県竹田市久住町大字久住3989-1
 - ② ホームページアドレス <http://www.pref.oita.jp/soshiki/15087/>

(2) 沿革

＜畜産研究部 本場＞
 明治39年 大分県種畜場を設置、大分郡西大分町新川に仮庁舎を建設
 明治39年 直入郡久住村に移転
 昭和28年 大分県種畜場を大分県久住種畜場と改称
 大分県有畜農業指導所を大分県久住種畜場有畜農業指導係に改組
 高城分場を大分県高城種畜場に改組
 昭和44年 大分県久住種畜場を大分県畜産試験場に改称し、1課2部6科の試験研究機関に改組
 農林省農林水産技術会議から中核試験場の指定を受ける
 農業技術センター畜産部の畜産科及び飼料科を本場に整備統合
 農林水産研究センター畜産試験場に改称し、7担当に改組
 平成17年 試験地機能移転にともない赤川試験地を廃止
 平成19年 農林水産研究指導センター畜産研究部に改称し、2担当4チーム制に改組
 平成22年 農林水産研究指導センター畜産研究部に改称し、2担当5チームに改組
 平成25年 単独の種雄牛チームを組織し、2担当5チームに改組

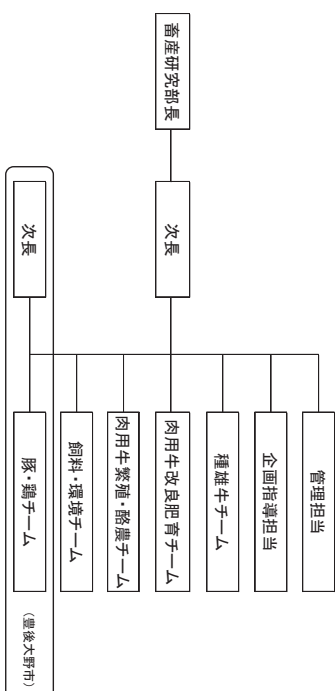
＜畜産研究部 豚鶏チーム＞

大正12年 大分分場を大分市南大分に創立、養鶏部を設置
 昭和3年 大分分場に養豚部を設置
 昭和12年 大分分場に養鶏部を設置
 昭和25年 大分分場を大分市高城に移転、高城分場と改称
 昭和28年 高城分場を大分県高城種畜場に改組し独立
 昭和41年 高城種畜場を大分県農業技術センター畜産部に改組
 昭和42年 畜産部の三重町への移転完了
 昭和63年 農業技術センター畜産部の畜産科及び飼料科を本場に整備統合
 平成10年 農業技術センター畜産部が畜産試験場に編入され中小家畜部に改組
 平成17年 農林水産研究センター畜産試験場に改組
 平成22年 農林水産研究指導センター畜産研究部に改称し、2担当4チーム制に改組
 平成25年 単独の種雄牛チームを組織し、2担当5チームに改組

(3) 設置目的、根拠条例等

大分県行政組織規則第133条の5に基づき設置され、「The・おおいた」ブランドを確立するための家畜の改良増殖及び優良種畜の安定供給ならびに家畜の飼養技術及び草地・飼料作物の栽培利用技術の試験研究を目的とする。

(4) 組織図



(5) 主要な業務

- ① 肉用牛の改良増殖、種雄牛育成ならびに凍結精液の供給
- ② 肉用牛、乳用牛の飼養管理技術ならびに繁殖技術
- ③ 豚、家きんの育種ならびに飼養管理
- ④ 牧草及び飼料作物の系統選抜、栽培管理、貯蔵、自給飼料成分分析ならびに環境対策
- ⑤ 畜産研修センターを併設し、畜産後継者や畜産関係者の技術研修会を開催

(6) 主要な施設設備

区分	構造	面積 (延・面積)	工事費	取得年月日
畜産研究部 (竹田市)				
本館	鉄筋コンクリート造3階建	999.04㎡	119,690千円	昭和44年3月1日
畜産資料館	鉄筋コンクリート造	615.51㎡	120,589千円	平成4年8月12日
種雄牛舎事務所棟	木造	175.08㎡	18,915千円	平成24年3月28日
繁殖研究棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	565.70㎡	66,902千円	昭和60年3月30日
バイオ研究棟	鉄筋コンクリート造	450.75㎡	199,871千円	平成8年3月29日
和牛種雄牛舎	鉄骨造	918.73㎡	106,191千円	平成24年3月28日
現場後代検定仕上牛舎	鉄骨造	332.53㎡	19,898千円	平成15年2月17日
肥育牛舎	鉄骨造	688.77㎡	43,044千円	平成18年10月23日
乳牛成牛舎	鉄骨造	638.88㎡	63,577千円	平成元年2月24日
農機具庫車庫	鉄骨造	487.51㎡	22,807千円	昭和53年1月24日
畜産研究部豚・鶏チーム (豊後大野市)				
育成豚舎(豚)	鉄骨造	784.00㎡	56,070千円	平成10年3月25日
分娩豚舎(豚)	木造	435.00㎡	48,063千円	平成5年3月31日
種豚舎	鉄骨造	409.86㎡	30,797千円	平成6年3月8日
種豚舎	鉄骨造	409.75㎡	31,930千円	平成7年2月1日
産肉検定豚舎	鉄骨造	224.70㎡	5,960千円	昭和42年8月1日